

広島市報

定期第1106号
令和4年8月1日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（第28号）…………… 8
- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（第29号）…………… 8
- 広島市市税条例等の一部を改正する条例（第30号）……………21
- 広島市豪雨災害伝承館条例（第31号）……………23
- 広島市運動場条例の一部を改正する条例（第32号）……………24
- 広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（第33号）……………25
- 広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例（第34号）……………25
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第35号）……………25
- 広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例（第36号）……………28
- 広島市公園条例の一部を改正する条例（第37号）……………28
- 広島サッカースタジアム条例（第38号）……………28
- 広島市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例（第39号）……………32

規 則

- 広島市事務組織規則の一部を改正する規則（第50号）……………32
- 地方自治法第152号の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則（第51号）……………33
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第52号）……………33
- 広島市豪雨災害伝承館条例施行規則（第53号）……………34
- 広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則（第54号）……………35
- 広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改

- 正する規則（第55号）……………35

- 広島サッカースタジアム条例施行規則（第56号）……………35

告 示

- 地方自治法による指定納付受託者の指定……………37
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………37
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定……………37
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定……………37
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の指定……………37
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件……………38
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出……………38
- 公職選挙法施行令による選挙にかかる個人演説会等の開催のために必要な設備の程度及び個人演説会等の施設の使用のために候補者等が納付すべき費用額の決定……………38
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……………39
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………39
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……………39
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出……………39
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

<ul style="list-style-type: none"> 律による指定医療機関の廃止の届出……………40 ○地域包括支援センターの所在地の変更……………40 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2 件……………40 ○子ども・子育て支援法による確認……………41 ○出納員事務の一部委任……………41 ○路上駐車場の休止……………41 ○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更 3 件……………41 ○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取消し……………42 ○開発行為に関する工事の完了……………42 ○市道の路線の廃止……………43 ○市道の路線の認定……………43 ○道路の区域決定……………44 ○道路の供用開始……………45 ○公共下水道の供用開始……………46 ○公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始……………46 ○土地区画整理法による広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………46 ○中央公園の一部区域の決定……………47 ○開発行為に関する工事の完了……………47 ○自転車等の所有権の取得……………48 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………48 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定 2 件……………48 ○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出……………48 ○介護保険法による指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出……………48 ○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出……………48 ○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出……………48 ○放置自転車等の撤去（中区） 2 件……………48 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2 件……………49 ○放置自転車等の撤去（中区）……………49 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………49 ○放置自転車等の撤去（中区）……………49 ○放置自転車の撤去（東区）……………49 ○建築基準法による道路の位置の指定（東区） 2 件……………49 ○放置自転車の撤去（東区）……………50 ○ライブヒルズ未来町内会告示事項の変更（東区）……………50 ○建築基準法による道路の位置の指定（東区）……………50 ○放置自転車等の撤去（南区） 2 件……………50 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………50 ○放置自転車等の撤去（南区）……………50 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………50 ○放置自転車等の撤去（南区） 4 件……………51 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………51 ○放置自転車等の撤去（南区） 4 件……………51 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………51 ○放置自転車等の撤去（南区）……………51 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………52 ○放置自転車等の撤去（西区） 8 件……………52 ○建築基準法による告示対象区域における一敷地とみなすこと等の認定の取消し（西区）……………52 ○放置自転車等の撤去（西区）……………53 ○道路の区域変更（安佐南区）……………53 ○道路の供用開始（安佐南区）……………53 ○道路の区域変更（安佐南区）……………53 ○道路の供用開始（安佐南区）……………53 ○八敷福祉会の告示事項の変更（安佐南区）……………53 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……………54 ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……………54 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……………54 ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）……………54 ○路線名等を定める法定外公共物の変更（安佐北区）……………54
---	---

- 九品寺町内会の告示事項の変更（安佐北区）……………54
- 布自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………54
- 桐山自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………55
- 吹屋町内会の告示事項の変更（安佐北区）……………55
- 譲羽団地自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………55
- 安佐町久地魚切自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………55
- 石堂南光台自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………55
- 東須沢自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………56
- 光善坊自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………56
- 尾和自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………56
- 毛木1区自治会の告示事項の変更（安佐北区）……………56
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）……………56
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………56
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………57
- 道路の区域変更（安芸区）……………57
- 道路の供用開始（安芸区）……………57
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………57
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………57
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………57
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………57
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………57
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………58
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………58
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………58
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………58
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………58
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件……………58
- 道路の区域変更（佐伯区）……………58
- 道路の供用開始（佐伯区）……………59
- 道路の区域変更（佐伯区）……………59
- 道路の供用開始（佐伯区）……………59
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………59
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………59
- 道路の区域変更（佐伯区）……………59
- 道路の供用開始（佐伯区）……………60

区 告 示

○住民基本台帳法による申出に係る住民基本

- 台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（南区）……………60
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（南区）……………61
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）……………61
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（安佐南区）……………61
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（安佐北区）……………61

選 管 告 示

- 令和4年6月1日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………61
- 令和4年6月21日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………62
- 広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程……………62

区 選 管 告 示

- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（中区）……………63
- 令和4年7月10日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（中区）……………63
- 令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所の設置（中区）……………63
- 令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の設置（中区）……………63
- 令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（中区）……………63
- 令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）……………63
- 令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）……………63
- 令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（中区）……………63

○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時（中区）	64	その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（東区）	66
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）	64	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行う場所及び日時（東区）	66
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（中区）	64	○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（南区）	66
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行う場所及び日時（中区）	64	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（南区）	66
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（東区）	64	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票所の設置（南区）	66
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（東区）	64	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の設置（南区）	66
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票所の設置（東区）	65	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（南区）	67
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の設置（東区）	65	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票所の開閉時刻の繰上げ（南区）	67
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（東区）	65	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	67
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）	65	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	67
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）	65	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（南区）	67
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（東区）	65	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時（南区）	67
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時（東区）	65	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	67
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）	66	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（南区）	68
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党		○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人とな	

るべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時(南区).....	68	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の設置(安佐南区).....	70
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間(西区).....	68	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定(安佐南区).....	70
○令和4年7月10日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置(西区).....	68	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(安佐南区).....	70
○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所の設置(西区).....	68	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(安佐南区).....	71
○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の設置(西区).....	68	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(安佐南区).....	71
○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定(西区).....	69	○令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(安佐南区).....	71
○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(西区).....	69	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時(安佐南区).....	71
○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(西区).....	69	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(安佐南区).....	71
○令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(西区).....	69	○令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時(安佐南区).....	71
○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時(西区).....	69	○令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時(安佐南区).....	71
○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(西区).....	69	○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間(安佐北区).....	72
○令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時(西区).....	69	○令和4年7月10日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置(安佐北区).....	72
○令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時(西区).....	70	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所の設置(安佐北区).....	72
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間(安佐南区).....	70	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の設置(安佐北区).....	72
○令和4年7月10日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置(安佐南区).....	70	○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指	
○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所の設置(安佐南区).....	70		

定 (安佐北区)72	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における投票区の投票管理者及びその 職務を代理すべき者の選任 (安芸区)74
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における投票区の投票管理者及びその 職務を代理すべき者の選任 (安佐北区)72	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における期日前投票所の投票管理者及 びその職務を代理すべき者の選任 (安芸 区)74
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における期日前投票所の投票管理者及 びその職務を代理すべき者の選任 (安佐北 区)72	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選 出議員選挙における投票記載所の候補者氏 名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う 場所及び日時 (安芸区)74
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選 出議員選挙における投票記載所の候補者氏 名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う 場所及び日時 (安佐北区)73	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における開票の場所及び日時 (安芸 区)75
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における開票の場所及び日時 (安佐北 区)73	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における開票管理者及びその職務を代 理すべき者の選任 (安芸区)75
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における開票管理者及びその職務を代 理すべき者の選任 (安佐北区)73	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選 出議員選挙における開票に関し、候補者か ら届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党 その他の政治団体に属する候補者の届出に 係るものが 3 人以上あるときのくじを行う 場所及び日時 (安芸区)75
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院広島県選 出議員選挙における開票に関し、候補者か ら届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党 その他の政治団体に属する候補者の届出に 係るものが 3 人以上あるときのくじを行う 場所及び日時 (安佐北区)73	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院比例代表 選出議員選挙における開票に関し、名簿届 出政党等から届出のあった開票立会人とな るべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行 う場所及び日時 (安芸区)75
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院比例代表 選出議員選挙における開票に関し、名簿届 出政党等から届出のあった開票立会人とな るべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行 う場所及び日時 (安佐北区)73	○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録 の移替えをしない期間 (佐伯区)75
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における白木出張所、高陽出張所及 び、安佐北区役所 1 階第 1 会議室期日前投 票所の投票管理者及びその職務を代理すべ き者の辞任に伴う選任 (安佐北区)73	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院広島 県選出議員選挙におけるポスター掲示場の 設置 (佐伯区)75
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録 の移替えをしない期間 (安芸区)73	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における投票所の設置 (佐伯区)76
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院広島 県選出議員選挙におけるポスター掲示場の 設置 (安芸区)74	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げ (佐伯区)76
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における投票所の設置 (安芸区)74	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における投票区の投票管理者及びその 職務を代理すべき者の選任 (佐伯区)76
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における期日前投票所の設置 (安芸 区)74	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における期日前投票所の設置 (佐伯 区)76
○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における在外選挙人名簿に登録されて いる選挙人が投票を行う期日前投票所の指 定 (安芸区)74	○令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常 選挙における期日前投票所の投票管理者及 びその職務を代理すべき者の選任 (佐伯 区)76

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（佐伯区）……………76

○令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（佐伯区）……………76

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時（佐伯区）……………77

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯区）……………77

○令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（佐伯区）……………77

○令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（佐伯区）……………77

区選管委員長告示

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所（中区）……………77

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所（東区）……………77

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所（南区）……………78

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所（西区）……………78

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐南区）……………78

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐北区）……………78

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所（安芸区）……………78

○令和4年7月10日執行の参議院議員通常

選挙における不在者投票の投票記載場所（佐伯区）……………79

人事委員会規則

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第8号）……………79

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第9号）……………79

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催……………79

監査公表

○令和4年4月5日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表……………79

○令和4年4月11日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表……………83

○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表……………86

職員共済組合公告

○令和3年度の決算の要旨……………88

条 例

広島市条例第 28 号
令和 4 年 6 月 17 日

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 800 円」を「1 万 6, 100 円」に改め、同号イ中「7, 560 円」を「7, 700 円」に改める。

第 6 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 8 条第 1 号中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改め、同条第 2 号中「3 万 7, 500 円と 5 円 2 銭」を「3 万 6, 500 円と 5 円 18 銭」に改める。

第 11 条第 1 号中「5 万 2, 500 円 6 銭」を「5 万 4, 100 円 31 銭」に、「3 万 5, 000 円」を「3 万 6, 250 円」に改め、同条第 2 号中「2 万 6, 530 円と 2 万 7, 500 銭」を「2 万 7, 655 円と 2 万 8, 350 銭」に、「3

1 万 5, 000 円」を「3 万 1, 625 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

広島市条例第 29 号
令和 4 年 6 月 17 日

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の定年等に関する条例（昭和 58 年広島市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目 次

第 1 章 総 則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条～第 4 条）

第 3 章 管理監督職務上限年齢制（第 5 条～第 9 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 10 条・第 11 条）

第 5 章 雑 則（第 12 条）

附 則

第 1 章 総 則

第 1 条中「）第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」

を「。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 2 条中「60 年」を「65 年」に改め、同条ただし書を削る。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 8 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その」を「当該」に改め、「より」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こ

と」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び前項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(保健所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第62号)第9条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の職
- (2) 前号に準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に

従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害とな

る特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員他の職への降任等により当該管理監督職に

生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第 1 項若しくは第 2 項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第 2 項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前 3 項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第 9 条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第 10 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 11 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、その構成団体に本市を含む人事委員会規則で定める組合の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

（委任規定）

第 12 条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則に次の 3 項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定の適用については、同条中「65 年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年広島市条例第 29 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）第 1 条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第 2 条ただし書に規定する職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員の定年は、前項の規定にかかわらず、年齢 65 年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和 4 年改正条例第 1 条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第 2 条ただし書に規定する職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の

属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつてはその採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつてはその異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年 8 月 1 日広島市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「6 月以下」の右に「の期間、その発令の日を受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

条例（昭和63年広島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第6条第1項及び第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条第1項及び第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項中「状態にある期間を限度として、1年を通じて6か月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」を「一の継続する状態ごとに、通算して3年を超えない範囲内で任命権者が指定する」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年広島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条及び第17条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第19条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年広島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条の4中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の項」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた額」の右に「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第3条の5第2項を削る。

第4条第3項中「2号給」を「0号給」に改める。

第12条の4第1項及び第12条の5第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第3項及び第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前

再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第3項、第20条第2項及び第20条の3第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の5第2項中「第9条の2」を「第3条の2（号給に係る部分に限る。）、第3条の3、第4条、第9条の2」に改め、「まで」の右に「、第11条の2第2項第2号」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第3項中「（再任用職員を除く。）」を削る。

附則第7項から第9項までを削る。

附則第10項中「移譲日」を「平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）」に改め、「給与負担等移譲職員」の右に「（同日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日にこの条例の適用を受けることとなつたものをいう。）」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第11項から第14項までを削り、附則に次の8項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端

数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤勤務を要しない職員。ただし、市長が定める者を除く。
- (2) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年広島市条例第29号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和58年広島市条例第45号)第2条ただし書に規定する職員に相当する職員として規則で定める職員
- (3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50

円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第12条の4第2項、第12条の5第3項及び第19条第5項(第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とし、附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第21号)第22条の3第2項及び広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年広島市条例第106号)第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	214,300	233,600	246,900	270,400	287,100	326,900	372,600	420,300

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	217,100	233,500	250,100	274,100	292,300	314,500	341,200	371,400

別表第3のイの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	233,700	276,800	305,900	334,200	419,200

別表第3のウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	230,600	246,900	270,400

別表第3のエの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定

年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,700	275,000	303,700	331,800	415,900

別表第3のオの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	225,900	271,800	298,800	325,100	405,900

別表第4のアの表中

職務の級	
号	給
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

職員の区分	職務の級	
	号	給
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44

45		45
46		46
47		47
48		48
49		49
50		50
51		51
52		52
53	を	53
54		54
55		55
56		56
57		57
58		58
59		59
60		60
61		61
62		62
63		63
64		64
65		65
66		66
67		67
68		68
69		69
70		70
71		71
72		72
73		73
74		74
75		75
76		76
77		77
78		78
79		79
80		80
81		81
82		82
83		83
84		84
85		85
86		86
87		87
88		88
89		89
90		90
91		91
92		92
93		93
94		94
95		95
96		96
97		97
98		98
99		99
100		100
101		101
102		102
103		103
104		104
105		105
106		106
107		107
108		108
109		109
110		110
111		111
112		112
113		113

に改め、同表に次のように加える。

--

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	289,500	335,100	389,800	462,600

別表第 4 のイの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	214,300	230,600	246,900	270,400	287,100	326,900

別表第 4 のウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	214,300	230,600	246,900	270,400

第 9 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円	円	円	円	円	円
214,300	230,600	246,900	270,400	287,100	326,900	372,600	420,300

を

円	円	円	円	円	円	円	円
218,300	234,600	250,900	274,400	291,100	330,900	376,600	424,300

に改める。

別表第 2 定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円	円	円	円	円	円
217,100	233,500	250,100	274,100	292,300	314,500	341,200	371,400

を

円	円	円	円	円	円	円	円
221,100	237,500	254,100	278,100	296,300	318,500	345,200	375,400

に改める。

別表第 3 のイの表定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円	円	円
233,700	276,800	335,900	334,200	419,200

を

円	円	円	円	円
237,700	280,800	339,900	338,200	423,200

に改め、同表の

ウの表定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円
230,600	246,900	270,400

を

円	円	円
234,600	250,900	274,400

に改め、同表の

エの表定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円	円	円
234,700	275,000	303,700	331,800	415,900

を

円	円	円	円	円
238,700	279,000	307,700	335,800	419,900

に改め、同表の

オの表定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円	円	円
225,900	271,800	288,800	325,100	405,900

を

円	円	円	円	円
229,900	275,800	302,800	329,100	409,900

に改める。

別表第 4 のアの表定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円	円
289,500	335,100	389,800	462,600

を

円	円	円	円

に改め、同表のイの表定

円	円	円	円
283,500	339,100	383,800	466,600

定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円	円	円	円
214,300	230,600	246,900	270,400	287,100	326,900

を

円	円	円	円	円	円
218,300	234,600	250,900	274,400	291,100	330,900

に改め、同

表のウの表定年前再任用短時間勤務職員の項中

円	円	円	円
214,300	230,600	246,900	270,400

を

円	円	円	円
218,300	234,600	250,900	274,400

に改める。

(広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第 10 条 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和 46 年広島市条例第 106 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第11条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により」を「職員の定年等に関する条例（昭和58年広島市条例第45号）第3条の規定に基づき退職した後に」に改め、同条第2項中「地方公務員法」の右に「（昭和25年法律第261号）」を加え、「（昭和58年広島市条例第45号）」を削り、「より、」を「より」に、「又は」を「若しくは」に改め、「与えられた日」の右に「又はその他市長が定める日」を加える。

第2条の3中「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

第2条の4中「第5条の2まで、第6条及び第6条の2」を「第5条の3まで及び第6条から第6条の3まで」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

第3条第2項中「第6条の3第5項」を「第6条の4第4項」に改める。

第5条の2を次のように改める。

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在职期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことが

ある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在职期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在职期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第6項の規定により職員としての

引き続きた在职期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続きた在职期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続きた在职期間を含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きた在职期間

第5条の3を第5条の4とし、第5条の2の次に次の1条を加える。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの（同日又はその翌日に特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第61号）の適用を受ける者となつた者を除く。）に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	給料月額（以下「退職日給料月額」という。）	給料月額（以下「退職日給料月額」という。）及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額

第 5 条の 2 第 1 項 第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第 5 条の 2 第 1 項 第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第 6 条の 2 を次のように改める。

第 6 条の 2 第 5 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 6 条の 4 を第 6 条の 5 とする。

第 6 条の 3 第 1 項中「、その者の基礎在職期間」の右に「（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を、「要しない期間」の右に「その他市長が定める期間」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を削り、「前項第 2 号」を「第 5 条の 2 第 2 項第 2 号」に、「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同条を第 6 条の 4 とする。

第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 3 第 5 条の 3 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条	第 3 条から第 5 条まで	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 4 条及び第 5 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額

	これらの	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 4 条及び第 5 条の
第 6 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項の	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用す

第 1 項第 2 号イ	及び退職日給料月額	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額
当該割合		当該第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第 15 条第 1 項中「にあつては」を「には」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第 17 条第 5 項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則中第 2 項から第 7 項までを削り、第 8 項を第 2 項とし、第 9 項を第 3 項とし、第 10 項を第 4 項とし、附則第 11 項中「第 5 条の 2 まで又は附則第 8 項」を「第 5 条の 3 まで及び附則第 10 項から第 16 項ま

で又は附則第2項に、「第6条の4第1項」を「第6条の5第1項」に、「附則第11項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第12項中「同条」の右に「又は第5条の2及び附則第14項」を加え、同項を附則第6項とし、附則第13項中「又は附則第8項第2号」を「若しくは附則第12項又は附則第2項第2号」に、「附則第11項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第14項及び附則第15項を削り、附則第16項中「移譲日前に市町立学校職員給与等条例」を「平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）前に市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）」に改め、「給与負担等移譲職員」の右に「（移譲日の前日において市町立学校職員給与等条例の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日に一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の適用を受けることとなつたものをいう。以下同じ。）」を加え、同項を附則第8項とし、附則中第17項を第9項とし、第18項を削り、附則に次の7項を加える。

10 当分の間、第3条第1項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日の属する年度の末日の翌日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条同項、第2項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における同条第2項

の規定の適用については、同項中「前項に規定する者のうち」とあるのは、「前項に規定する者（附則第10項において準用する者を除く。）のうち」とする。

11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日の属する年度の末日の翌日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条同項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。

12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日の属する年度の末日の翌日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条同項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。

13 前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年広島市条例第29号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第2条ただし書に規定する職員に相当する職員として規則で定める職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

14 一般職の職員の給与に関する条例附則第8項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

15 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する者（定数の減少、組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡による退職した者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項の項、第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）」とする。

16 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「に係る定年」とあるのは「に係る定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）」と、

「15年」とあるのは「10年」とする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年広島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第15条第3項中「第6条の3第2項」を「第5条の2第2項」に改める。

第19条第2項中「は、」の右に「定年前再任用短時間勤務職員（」を加え、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「職員」の右に「をいう。）」を加える。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第13条 職員の再任用に関する条例（平成14年広島市条例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条のうち職員の退職手当に関する条例第2条の改正規定（同条第2項中「より、」を「より」に、「、又は」を「若しくは」に改め、「与えられた日」の右に「又はその他市長が定める日」を加える部分に限る。）及び同条例第6条の3の改正規定（同条第1項中「要

<p>しない期間」の右に「その他市長が定める期間」を加える部分に限る。)並びに附則第 27 項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第 5 条中職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 2 項の改正規定及び附則第 28 項の規定 令和 4 年 8 月 1 日</p> <p>(3) 第 9 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日 (勤務延長に関する経過措置)</p> <p>2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 3 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、基準日(施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新</p>	<p>齢。附則第 10 項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>(1) 施行日前に旧定年条例第 3 条の規定により退職した者</p> <p>(2) 旧定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は附則第 2 項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 2 号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者</p> <p>(4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 3 号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用することをいう。次項第 6 号において同じ。)をされたことがある者</p> <p>6 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、</p>
<p>条例定年(新定年条例第 2 条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 2 条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)(以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 2 条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>4 新定年条例第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定は、附則第 2 項の規定による勤務について準用する。 (定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第 2 条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年</p>	<p>1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>(1) 施行日以後に新定年条例第 3 条の規定により退職した者</p> <p>(2) 施行日以後に新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>(3) 施行日以後に新定年条例第 10 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>(4) 施行日以後に新定年条例第 11 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>(5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者</p> <p>(6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者</p> <p>7 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</p>

<p>8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。</p> <p>9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。</p> <p>10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、その構成団体に本市を含む人事委員会規則で定める組合（以下「組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。</p> <p>13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわら</p>	<p>く選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。</p> <p>16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第11条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用</p>
<p>ず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第10条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達している者（新定年条例第10条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づ</p>	<p>する。</p> <p>（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）</p> <p>19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 施行日以後に新たに設置された職</p> <p>(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職</p> <p>20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第2条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。</p> <p>（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）</p> <p>21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職</p> <p>(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職</p> <p>22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に定める職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた</p>

<p>前項に定める職に係る年齢とする。</p> <p>(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに者及び職員)</p> <p>23 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第 6 項、第 11 項、第 14 項又は第 17 項の規定が適用される間における各年の 4 月 1 日(施行日を除く。))をいう。以下この項から第 25 項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。</p> <p>(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)</p> <p>(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)</p> <p>24 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。</p> <p>25 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、附則第 23 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)</p> <p>26 任命権者は、基準日(令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第 2 条に</p>	<p>17 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員に係る同日以前の介護休暇の期間については、第 5 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 2 項の規定中「3 年」とあるのは、「3 年(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年広島市条例第 29 号)第 5 条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 2 項の規定による介護休暇の期間を含む。))とする。</p> <p>(一般職の職員の給与に関する経過措置)</p> <p>29 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第 8 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新一般職給与条例」という。)第 4 条第 3 項の規定の適用については、同項中「0 号給」とあるのは、「1 号給」とする。</p> <p>30 新一般職給与条例附則第 8 項から第 15 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>31 暫定再任用職員(令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(新地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定</p>
<p>規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第 10 条に規定する年齢 60 年以上退職者(基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第 10 条又は第 11 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第 10 条又は第 11 条第 1 項の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>(令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢)</p> <p>27 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は年齢 60 年とする。</p> <p>(介護休暇に関する経過措置)</p> <p>28 令和 4 年 7 月 31 日以前に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第</p>	<p>再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>32 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、一般職の職員の給与に関する条例第 3 条の 5 第 1 項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>33 暫定再任用短時間勤務職員(令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)の給料月額は、附則第 31 項の規定にかかわらず、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>34 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与条例第 12 条の 4 第 1 項、第 12 条の 5 第 1 項、第 14 条第 3 項及び第 17 条の規定を適用する。</p> <p>35 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新</p>

般職給与条例第13条第2項、第19条第3項及び第20条の3第2項の規定を適用する。

36 新一般職給与条例第20条第2項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤奨手当の額の同項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

37 一般職の職員の給与に関する条例第3条の2（号給に係る部分に限る。）、第3条の3、第4条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、第9条の2から第11条まで、第11条の3、第12条の2並びに第12条の3並びに新一般職給与条例第4条第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（退職手当に関する経過措置）

38 暫定再任用職員に対する改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「職員の定年等に関する条例（昭和58年広島市条例第45号）第3条の規定に基づき退職した後に採用された者又はこれに準ずる者として市長が定めるものを除く。」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63

号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定に基づき採用された者その他これに準ずる者として市長が定めるものを除く。」とする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する経過措置）

39 暫定再任用職員は、第12条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

（職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

40 職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例（平成27年広島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

41 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第5項中「第6条の3」を「第6条の4」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

42 次に掲げる条例の規定中「附則第11項」を「附則第5項」に改める。

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和63年広島市条例第42号）附則第3項

(2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年広

島市条例第66号）附則第7項

43 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年広島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新条例第6条の3」を「職員の退職手当に関する条例第6条の4」に改める。

広島市条例第30号

令和4年6月17日

広島市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例等の一部を改正する条例

（広島市市税条例の一部改正）

第1条 広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 4 条の 8 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項第 1 号中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 3 1 3 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 1 3 3 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の右に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 5 3 条の 2 に規定する退職

手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 1 5 年度」を「令和 2 0 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 1 1 条の 2 中第 1 8 項を第 2 0 項とし、第 1 7 項を第 1 9 項とし、第 1 6 項を第 1 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 8 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 1 1 条の 2 中第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 2 項から第 1 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法附則第 1 5 条第 2 項第 5 号に規定する条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

附則第 1 8 条中「若しくは第 4 0 項」を「、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附則第 2 0 条の 4 の 2 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当

所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 2 1 条の 2 第 3 項中「、第 3 7 条の 8 又は第 3 7 条の 9」を「又は第 3 7 条の 8」に改める。

附則第 2 2 条の 4 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 2 2 条の 5 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 2 2 条の 5 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）」を削る。

附則第 2 6 条第 1 項及び第 2 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に、「2 年を」を「3 年を」に改める。

附則第 2 9 条を削る。

（広島市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 広島市市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年広島市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち広島市市税条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中

「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者」を「扶養親族（」の右に「年齢 1 6 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

第 2 条のうち広島市市税条例附則第 1 1 条の 2 第 1 9 項を削る改正規定及び附則第 1 項第 2 号中「附則第 1 1 条の 2 第 1 9 項」を「附則第 1 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中広島市市税条例第 3 6 条の 3 の 2 及び第 3 6 条の 3 の 3 並びに附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 1 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 2 9 条を削る改正規定、第 2 条中広島市市税条例等の一部を改正する条例第 2 条のうち広島市市税条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定の改正規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中広島市市税条例第 3 3 条、第 3 4 条の 8 及び第 3 6 条の 2 第 1 項第 1 号並びに附則第 2 0 条の 4 の 2 第 2 項、第 2 2 条の 4 第 4 項及び第 2 2 条の 5 の改正規定並びに次項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）第 3 3 条第 4 項及び第 6 項、第 3 4 条の 8 第 1 項及び第 2 項並びに第 3 6 条の 2 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに附則第 2 0 条の 4 の 2 第 2 項、第 2 2 条の 4 第 4 項並びに第 2 2 条の 5 第 4 項及び第 6 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用

し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の広島市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

5 新条例附則第11条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第11条の2第18項の規定は、令和4年4月1日以後に特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第53条第1

項の規定により指定される貯留機能保全区域内にある土地に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。

7 新条例附則第26条の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までに地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、同日までに、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）第2条の規定による改正前の地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第18条の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

広島市条例第31号
令和4年6月17日

広島市豪雨災害伝承館条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市豪雨災害伝承館条例

（目的及び設置）

第1条 平成26年8月豪雨による災害を始めとする自然災害から得られた教訓及び知識を伝承し、防災又は減災に関する学習の機会を提供することにより、市民の防災意識の高揚、地域における防災活動の促進等防災まちづくりの推進を図るため、広島市豪雨災害伝承館（以下「伝承館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 伝承館は、広島市安佐南区八木三丁目24番23号に置く。

（事業）

第3条 伝承館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 豪雨による災害を始めとする自然災害から得られた教訓及び知識の伝承に関する資料の収集、保管、展示及び供用
- (2) 防災又は減災に関する学習の機会の提供
- (3) その他市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第4条 伝承館の研修室及びその附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、伝承館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 伝承館の研修室又はその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

（入館の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 建物若しくは資料その他の物品を損傷し、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

（特別設備の設置の許可）

第7条 伝承館を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者

は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可をする場合においては、第 4 条第 2 項の規定を準用する。
(目的外使用等の禁止)

第 8 条 第 4 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、伝承館の研修室及びその附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例の規定又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第 5 条各号に掲げる事態が発生したとき。

(原状回復義務)

第 10 条 使用者は、伝承館の研修室及びその附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償義務)

第 11 条 伝承館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の損害賠償責任)

第 12 条 本市は、第 9 条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第 13 条 伝承館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により伝承館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 9 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第 13 条第 1 項の指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第 14 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。

- (1) 市民の平等な伝承館の利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、伝承館の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った伝承館の管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 15 条 指定管理者は、伝承館の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 16 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伝承館の事業の実施に関すること。
- (2) 伝承館の使用の許可に関すること。
- (3) 伝承館への入館の制限に関すること。
- (4) 伝承館の特別設備の設置の許可に関すること。
- (5) 伝承館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他市長が定める業務

(委任規定)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 使用許可の手続、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

広島市条例第 32 号
令和 4 年 6 月 17 日

広島市運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市運動場条例の一部を改正する条例

広島市運動場条例（昭和 26 年 6 月 18 日広島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表庭球場の項中

広島市南観音庭球場	広島市西区観音新町二丁目 9 0 番地
-----------	---------------------

広島市南観音庭球場	広島市西区観音新町二丁目 9 0 番地
広島市大町東庭球場	広島市安佐南区大町東三丁目 9 3 3 番地 7

改める。

別表第 1 の(2)の表備考の 1 から備考の 3 までの規定中「広島市戸坂庭球場」の右に「、広島市大町東庭球場」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第33号
令和4年6月17日

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和46年広島市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

円を、それ以外の自動車にあっては」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年2か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第12条第3項及び第5項に規定する承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

広島市条例第34号
令和4年6月17日

広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例

広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「自動車」の右に「（道路法第24条の2第1項に規定する自動車をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条第3項中「は、」の右に「二輪の自動車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の規定により二輪の自動車とみなされるものを含み、側車付きものを除く。以下同じ。）にあっては駐車1回（第3条に規定する入出場時間の始期から終期までを1日として駐車時間が2日以上にわたる場合にあっては、各日の駐車をそれぞれ1回とする。以下同じ。）につき300円を、それ以外の自動車にあっては」を加え、同条第5項中「受けて、」の右に「二輪の自動車にあっては4万8,000円を超えない額をもって通用期間1年以内の定期駐車券を、それ以外の自動車にあっては」を加え、「通用期間」を「通用期間」に改め、同条第8項中「は、」の右に「二輪の自動車にあっては駐車1回につき300

広島市条例第35号
令和4年6月17日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

(6)	瀬野四丁目地区	広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）瀬野四丁目地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
-----	---------	--

別表第2の(6)の表建ぺい率の最高限度の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表壁面の位置の制限の項を次のように改める。

壁面の位	A地区	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から
------	-----	-------------------------

置の制限	<p>道路の境界線までの距離は、次に掲げる道路の区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。</p> <p>ア 歩道（道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 2 条第 1 号に規定する歩道であって、当該建築物の敷地に接するものをいう。イにおいて同じ。）を有する道路 0.2メートル</p> <p>イ 歩道を有しない道路 0.5メートル</p> <p>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。</p> <p>ア 容積率が指定容積率以下のもの</p> <p>イ 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第 59 条の 2 第 1 項の規定により市長が許可したもの</p>
------	--

別表第 2 の (6) の表建ぺい率の最高限度の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表壁面の位置の制限の項を次のように改める。

壁面の位置の制限	A 地区	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、次に掲げる道路の区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。</p> <p>ア 歩道（道路構造令第 2 条第 1 号に規定す</p>
----------	------	--

別表第 2 の (6) の表建ぺい率の最高限度の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表壁面の位置の制限の項を次のように改める。

壁面の位置の制限	A 地区	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路（地区計画図に表示する壁面の位置の制限を適用しない道路を除く。）の境界線までの距離は、次に掲げる道路の区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。</p> <p>ア 歩道（道路構造令第 2 条第 1 号に規定する歩道であって、当該建築物の敷地に接するものをいう。イにおいて同じ。）を有する道路 0.2メートル</p>
----------	------	---

	<p>イ 歩道を有しない道路 0.5メートル</p> <p>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。</p> <p>ア 容積率が指定容積率以下のもの</p> <p>イ 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第 59 条の 2 第 1 項の規定により市長が許可したもの</p>
--	---

別表第 2 の (6) の表中備考の 4 を備考の 5 とし、備考の 3 の次に次のように加える。

4 この表において「地区計画図」とは、当該計画地区に係る都市計画法第 14 条第 1 項に規定する計画図をいう。

別表第 2 に次のように加える。

(6) 瀬野四丁目地区

建築制限の事項	区分地区	建築制限の内容
建築物の用途の制限	A 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 共同住宅又は寄宿舎（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る共同住宅又は寄宿舎に限る。）</p> <p>(2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 診療所又は病院</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所又は令第 130 条の 4 に定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 12 項に規定する薬局</p> <p>(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>
	B 地区	<p>次の各号に掲げる区域においては、それぞれ当該各号に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域 次に掲げる建築物</p> <p>ア 巡査派出所、公衆電話所又は令第 130 条の 4 に定める公益上必要な建築物</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 12 項に規定する薬局</p>

		<p>ウ ア及びイに掲げる建築物に附属するもの</p> <p>(2) 前号に掲げる区域以外の区域 次に掲げる建築物</p> <p>ア 共同住宅又は寄宿舎（介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る共同住宅又は寄宿舎に限る。）</p> <p>イ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>ウ 診療所又は病院</p> <p>エ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>オ 前号ア及びイに掲げる建築物</p> <p>カ アからオまでに掲げる建築物に附属するもの</p>			<p>ならない。</p> <p>(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下としなければならない。</p> <p>(3) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合における前号の規定の適用については、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(4) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合における第2号の規定の適用については、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p>
壁面の位置の制限	A地区及びB地区	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上としなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>ア ポーチ等で出入りのための通行専用と認</p>			<p>められる建築物の部分</p> <p>イ 簡易な構造の自動車庫</p> <p>ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(7) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(4) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること。</p> <p>エ 巡査派出所</p> <p>オ 公衆電話所</p> <p>カ 令第130条の4第4号又は第5号に掲げるもの</p> <p>キ 門又は塀</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの</p>
建築物の高さの最高限度	A地区 B地区	<p>建築物の高さは、2.2メートルを超えてはならない。</p> <p>(1) 建築物の高さは、2.2メートルを超えては</p>			<p>の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>(5) 第1号の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、算入しない。</p> <p>(6) 第2号の規定は、建築物の敷地が第二種中高層住居専用地域内にあるものとみなして法第56条第7項第3号の規定を適用した場合の令第135条の11に定める位置において令第135条の8に定める基準に適合する建築物については、適用しない。</p>
	垣又は柵の構造の制限	A地区及びB地区			<p>建築物に附属する塀の地盤面からの高さは、1.2メートル以下としなければならない。ただし、道路の境界線から1メートル以上離れたもの及び市長が公益上必要な建築物に附属する塀で安全上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p>
<p>附 則</p>					
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>					

<p style="text-align: right;">広島市条例第 36 号 令和 4 年 6 月 17 日</p> <p>広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井 一 實</p> <p>広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例 広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条第 14 号中「第 1 条第 3 号に規定する所得」を「第 1 条第 4 号に規定する所得」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第 16 条の 3 第 3 項中「旧広島市民球場跡地イベント広場」の右に「又は中央公園広場エリア」を加える。</p> <p>第 16 条の 6 第 2 号中「旧広島市民球場跡地イベント広場」の右に「若しくは中央公園広場エリア」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例中第 1 条、次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>2 第 2 条の規定による改正後の広島市公園条例第 6 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する市長が告示して定める区域は、同項（同号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の例により、第 2 条の規定の施行の日前においても定めることができる。この場合において、同項の規定の例により定めた区域は、同日において同項の規定により定めた区域とみなす。</p> <p>3 広島市公園条例の一部を改正する条例（令和 4 年広島市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条のうち、広島市公園条例第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 項並びに第 16 条の 3 第 3 項の改正規定中「並びに第 16 条の 3 第 3 項」を削り、同条例第 16 条の 6 第 2 号の改正規定中「第 16 条の 6 第 2 号」を「第 16 条の 3 第 3 項及び第 16 条の 6 第 2 号」に、「若しくは」を「、」に改める。</p>
<p style="text-align: right;">広島市条例第 37 号 令和 4 年 6 月 17 日</p> <p>広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井 一 實</p> <p>広島市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>第 1 条 広島市公園条例（昭和 39 年広島市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 8 条の次に次の 1 条を加える。</p> <p>（仮設の占用施設）</p> <p>第 8 条の 2 令第 12 条第 2 項第 10 号に規定する条例で定める仮設の施設は、中央公園に係る仮設の自転車等駐車場（広島市自転車等駐車場条例（昭和 60 年広島市条例第 36 号）第 2 条の自転車等駐車場をいう。）とする。</p> <p>第 2 条 広島市公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第 6 条の 3 第 1 項に次の 1 号を加える。</p> <p>(3) 中央公園広場及びその周辺の区域</p> <p>第 6 条の 3 に次の 1 項を加える。</p> <p>4 第 1 項第 3 号に掲げる区域に存する部分は、中央公園広場エリアとする。</p>	<p style="text-align: right;">広島市条例第 38 号 令和 4 年 6 月 17 日</p> <p>広島サッカースタジアム条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井 一 實</p> <p>広島サッカースタジアム条例</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第 1 条 サッカーを始めとするスポーツの試合、競技会等の開催の場を提供することにより、その普及及び振興を図るとともに、年間を通じた広島のにぎわいの創出に寄与するため、広島サッカースタジアム（以下「スタジアム」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p> <p>第 2 条 スタジアムは、広島市中区基町 15 番 2-1 号に置く。</p> <p>（施設）</p> <p>第 3 条 スタジアムに、次の施設を置く。</p> <p>(1) フィールド</p> <p>(2) スタンド</p> <p>(3) コンコース</p> <p>(4) 附属施設</p> <p>（使用の許可）</p>

<p>第4条 スタジアムの施設及び附属設備を使用しようとする者（コンコースにあってはその一部又は全部を、駐車場にあつてはその全部を専用して使用しようとする者に限る。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、スタジアムの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、第1条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の利用が適当であると認めるときは、第1項の許可をすることができる。</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) スタジアムの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 使用の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理運営上支障があるとき。</p> <p>（入場の制限）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者</p>	<p>なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可をする場合においては、第4条第2項の規定を準用する。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定による許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定による許可を受けた者が許可に付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</p> <p>（原状回復義務）</p> <p>第12条 使用者等は、その許可に係る使用若しくは行為を終了したとき、又はその許可を取り消されたときは、直ちにその使用又は行為に係る施設等を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者等から徴収する。</p> <p>（損害賠償義務）</p> <p>第13条 スタジアムの施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>
<p>(3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 管理運営上必要な指示に従わない者</p> <p>(5) その他管理運営上支障があると認められる者</p> <p>（行為の禁止）</p> <p>第7条 スタジアムにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。</p> <p>(2) スタジアムの施設等を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(3) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(4) その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第8条 スタジアムにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。</p> <p>2 前項の許可をする場合においては、第4条第2項の規定を準用する。</p> <p>（権利の譲渡又は転貸の禁止）</p> <p>第9条 第4条第1項又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（特別設備の設置等の許可）</p> <p>第10条 スタジアムの施設を使用する場合において、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受け</p>	<p>（市の損害賠償責任）</p> <p>第14条 本市は、第11条の規定による処分により、この条例の規定による許可を受けた者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第15条 スタジアムの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定によりスタジアムの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第8条第1項、第10条第1項及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第15条第1項の指定管理者」とする。</p> <p>（指定管理者の指定の手續）</p> <p>第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行つてはならない。</p> <p>(1) 利用者の平等なスタジアムの利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、スタジアムの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿ったスタジアムの管理を安定して行う能力を有していること。</p>

3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。
指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 17 条 指定管理者は、スタジアムの管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 18 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スタジアムの使用の許可に関すること。
- (2) スタジアムへの入場の制限に関すること。
- (3) スタジアムにおける行為の許可に関すること。
- (4) スタジアムの特別設備の設置等の許可に関すること。
- (5) スタジアムの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他市長が定める業務

(利用料金等)

第 19 条 使用者等又は駐車場を使用する者（駐車場の全部を専用して使用する者を除く。次項及び第 3 項第 1 号において同じ。）は、指定管理者にスタジアムの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、プロサッカーの試合その他これに類する興行を行う者（入場料、観覧料その他これらに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合に係る者を除く。）にあつては指定管理者が定める日までに、その他の者にあつては前納（駐車場を使用する者にあつ

ては、当該使用に係る利用料金は後納）とする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

- (1) 第 4 条第 1 項の許可を受けた者又は駐車場を使用する者 別表第 1 に掲げる額
- (2) 第 8 条第 1 項の許可を受けた者 別表第 2 に掲げる額

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。

6 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限り。）の停止を命じた場合等で、市長がスタジアムの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第 3 項各号に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を徴収する。

7 第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 1 項中「指定管理者にスタジアムの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「市長にスタジアムの使用料」と、第 2 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 5 項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表第 1 及び別表第 2 中「金額」とあるのは「使用料の額」と読み替えるものとする。

(呼称)

第 20 条 市長は、スタジアムの呼称を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により呼称を定めるときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(委任規定)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 使用許可等の手続、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1（第 19 条関係）

(i) フィールド及びスタンド

区 分	単 位	金 額			
		平 日	土曜日、日曜日又は休日		
フィールド及びスタンドの双方を使用する場合	大人	午前	77,350 円	92,820 円	
		午後	103,130	123,750	
		夜間	77,350	92,820	
		午前午後又は午後夜間	180,480	216,570	
		1 日	257,830	309,390	
		超過時間	1 時間までごとに	32,220	38,660
		小人	午前	38,670	46,400
午後	51,560		61,870		
夜間	38,670		46,400		
午前午後又は午後夜間	90,240		108,280		
1 日	128,910		154,690		
超過時間	1 時間まで		16,110	19,330	

		でごとに		
フィールド ド又はス タンドの 一方のみ を使用す る場合	大人	午前	38,670	46,400
		午後	51,560	61,870
		夜間	38,670	46,400
		午前午後 又は午後	90,240	108,280
		夜間		
	1日	128,910	154,690	
	超過時間	1時間ま でごとに	16,110	19,330
	小人	午前	19,330	23,190
		午後	25,780	30,930
		夜間	19,330	23,190
午前午後 又は午後		45,120	54,140	
夜間				
1日	64,450	77,340		
超過時間	1時間ま でごとに	8,050	9,660	

備考

1 使用者がアマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合の金額は、この表に定める額の2倍とする。

2 使用者が入場料等を徴収する場合の金額は、この表に定める額（備考の1に規定する場合においては、当該額の2倍の額）に入場料等の総収入額に、100分の10を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税が課される場合の入場料等の総収入額は、当該総収入額から消費税額及び地方消費税額を控除した額とする。

3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

4 この表において「小人」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がないものをいう。

5 小人及び大人が共同で使用する場合の金額は、大人が使用する場合の金額とする。

6 この表において、「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいい、「午前午後」とは午前9時から午後5時までをいい、「午後夜間」とは午後1時から午後9時までをい

い、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。

(2) コンコース（専用して使用する場合（スタンドと併せて使用する場合を除く。）に限る。）

1平方メートル1時間までごとに 7円

備考 使用に係る面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てる。

(3) 附属施設

区 分	単 位	金 額
会議室（大）	1室1時間までごとに	2,850円
会議室（中）	1室1時間までごとに	1,170
会議室（小）	1室1時間までごとに	600
多目的室（大）	1室1時間までごとに	5,980
多目的室（小）	1室1時間までごとに	3,080
特別室（大）	1室1時間までごとに	6,980
特別室（小）	1室1時間までごとに	2,620
準特別室（大）	1室1時間までごとに	4,770
準特別室（中）	1室1時間までごとに	2,060
準特別室（小）	1室1時間までごとに	1,120
センサリールーム	1室1時間までごとに	2,120
ラウンジA	1室1時間までごとに	9,000
ラウンジB	1室1時間までごとに	33,270

ラウンジC	1室1時間までごとに	7,800
ラウンジD	1室1時間までごとに	14,010
ラウンジE	1室1時間までごとに	6,820
ラウンジF	1室1時間までごとに	6,060
厨房	1室1時間までごとに	8,240
キッズルーム	1室1時間までごとに	4,050
託児室	1室1時間までごとに	1,930
案内室	1室1回につき	560
選手更衣室（大）	1室1回につき	8,450
選手更衣室（小）	1室1回につき	5,040
スタッフ更衣室	1室1回につき	1,150
その他更衣室	1室1回につき	880
ウォームアップ室	1室1回につき	3,440
医務室	1室1回につき	1,280
テレビ放送室	1室1時間までごとに	730
ラジオ放送室	1室1時間までごとに	470
駐車場	1台30分までごとに	210

備考

1 駐車場の全部を専用して使用する場合の金額は、1日につき424,660円とする。

2 この表において「1回」とは、当該附属施設と併せて使用するスタジアムの施設（その使用に係る金額が時間を単位として定められ

ているもの（駐車場を除く。）に限る。）の使用時間を限度とする
継続した使用1回をいう。

(4) 附属設備 市長の定める額

別表第2（第19条関係）

区 分	単 位	金 額
行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をする場合	1平方メートル1日につき	200 円
業として写真を撮影する場合	1人1日につき	640
業として映画を撮影する場合	1日につき	13,200
貼り紙、貼り札その他の広告物を表示する場合	表示面積1平方メートル1日につき	2,000

備考 金額が平方メートルを単位として定められている場合において、
許可に係る面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てる。

広島市条例第39号
令和4年6月17日

広島市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

広島市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成6年広島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東区 6人」を「東区 5人」に、「南区 6人」を「南区 7人」に、「10人」を「11人」に、「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

規 則

広島市規則第50号

令和4年6月17日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「部（）」の右に「G7広島サミット推進室及び」を加える。

第4条第1項中「秘書課」を「秘書課
G7広島サミット推進室」に改める。

第6条第4項第2号中「こと」の右に「（G7広島サミット推進室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第17項を第18項とし、第5項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 G7広島サミット推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市において開催される主要国首脳会議に関すること。
- (2) 室の庶務に関すること。

第19条中「部長（）」の右に「G7広島サミット推進室及び」を加える。

第20条第1項中「課長（）」の右に「G7広島サミット推進室及び会計室にあつては室次長を、」を加え、「会計室にあつては室次長を」を削る。

附 則

1 この規則は、令和4年6月20日から施行する。

2 広島市財産規則（昭和56年広島市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の長（）」の右に「企画総務局G7広島サミット推進室、会計室、児童相談所、東京事務所、身体障害者更生相談所、ひろしまプロモーションセンター、競輪事務局、中央卸売市場東部市場及び教育センターにあつては次長（児童相談所にあつては、同所の庶務を担当する次長に限る。）」を加え、「会計室、児童相談所、東京事務所、身体障害者更生相談所、ひろしまプロモーションセンター、競輪事務局、中央卸売市場東部市場及び教育センターにあつては次長（児童相談所にあつては、同所の庶務を担当する次長に限る。）」を削り、同項第1号中「並びに」の右に「企画総務局G7広島サミット推進室、」を加える。

3 広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第5 企画総務局の項中

「

東京事務所次長	東京事務所
---------	-------

」を

「

東京事務所次長	東京事務所
G7広島サミット推進室次長	G7広島サミット推進室

」に改める。

4 広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1企画総務局の項中

東京事務所	東京事務所次長	を
-------	---------	---

東京事務所	東京事務所次長	に改める。
G7広島サミット推進室	G7広島サミット推進室次長	

5 広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和33年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表企画総務局の項中

秘書課	課長	市長、副市長、秘書課	を
-----	----	------------	---

秘書課	課長	市長、副市長、秘書課	に改める。
G7広島サミット推進室	次長	G7広島サミット推進室	

6 広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表中

経済観光局観光政策部	観光企画担当課長	を
------------	----------	---

企画総務局G7広島サミット推進室	次長	に改める。
経済観光局観光政策部	観光企画担当課長	

7 広島市債権管理事務取扱規則（昭和41年広島市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「の長（」の右に「企画総務局G7広島サミット推進室、会計室、児童相談所、東京事務所、身体障害者更生相談所、ひろしまプロモーションセンター、競輪事務局、中央卸売市場東部市場、教育センター及び農業委員会事務局にあつては次長（児童相談所にあつては、同所の庶務を担当する次長に限る。）、「」を加え、「、会計室、児童相談所、東京事務所、身体障害者更生相談所、ひろしまプロモーションセンター、競輪事務局、中央卸売市場東部市場、教育センター及び農業委員会事務局にあつては次長（児童相談所にあつては、同所の庶務を担当する次長に限る。）」を削り、同号ア中「課並びに」の右に「企画総務局G7広島サミット推進室、」を加える。

広島市規則第51号

令和4年6月17日

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則（昭和39年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「小池信之」を「前健一」に改める。

附則

この規則は、令和4年6月27日から施行する。

広島市規則第52号

令和4年6月17日

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和29年広島市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「職員が、」を「職員が」に、「」とするを「」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた前項に規定する支給期間」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長が定めるところにより、元の任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しないに改め、同条第10項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第3項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則

1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は公布の日から、第 2 条第 10 項第 5 号の改正規定は同年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 2 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に同項に規定する事業を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

午前 10 時から午後 5 時まで

2 条例第 13 条第 1 項の規定により伝承館の管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

（許可の手続）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の許可の申請は、その申請に係る使用日の 3 か月前の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第 4 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

4 条例第 13 条第 1 項の規定により伝承館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 1 項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定に係る申請書の提出等）

第 4 条 条例第 14 条第 1 項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第 14 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 定款その他これに準ずるもの

(3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

広島市規則第 53 号
 令和 4 年 6 月 17 日
 広島市豪雨災害伝承館条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市豪雨災害伝承館条例施行規則
 （趣旨）

第 1 条 この規則は、広島市豪雨災害伝承館条例（令和 4 年広島市条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（休館日及び開館時間）

第 2 条 広島市豪雨災害伝承館（以下「伝承館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その直後の日曜日、土曜日又は休日でない日

ウ 8 月 6 日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開館時間

(4) 決算その他の経営状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

広島市規則第54号

令和4年6月17日

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則

広島市国民健康保険規則（昭和34年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第56号

令和4年6月17日

広島サッカースタジアム条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島サッカースタジアム条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島サッカースタジアム条例（令和4年広島市条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（休場日及び開場時間）

第2条 広島サッカースタジアム（以下「スタジアム」という。）の休場日及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休場日又は開場時間を変更することがある。

(1) 休場日

12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開場時間

午前9時から午後9時まで

2 条例第15条第1項の規定によりスタジアムの管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休場日に開場し、又は同項に規定する開場時間を延長することができる。

（許可の手続）

第3条 条例第4条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第4条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用又は行為の日の3か月前の日前ものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第4条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

4 条例第15条第1項の規定によりスタジアムの管理を指定管理者に行わせる場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定に係る申請書の提出等）

第4条 条例第16条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 定款その他これに準ずるもの

(3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(4) 決算その他の経営状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（附属設備の利用料金等）

広島市規則第55号

令和4年6月17日

広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第 5 条 条例別表第 1 の(4)の表の市長の定める額は、別表に定める額とする。

2 条例第 19 条第 7 項の規定により同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定を同条第 6 項の場合について準用する場合における別表の規定の適用については、同表中「金額」とあるのは、「使用料の額」とする。

(委任規定)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

又は「光度 5」とは、同表に掲げる照明設備の光度をそれぞれ 100 パーセント、80 パーセント、60 パーセント、40 パーセント又は 20 パーセントに調整して使用する場合をいう。

2 この表において「総合演出設備」とは、同表に掲げる照明設備、音響設備、大型映像装置 A、大型映像装置 B、帯状映像装置及びデジタルサイネージの全部又は一部を連動させ、総合的な演出をするための設備をいう。

3 この表に掲げる照明設備をアマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合の金額は、同表に定める額の 5 倍とする。

4 この表に掲げる大型映像装置 A、大型映像装置 B 若しくは帯状映像装置（以下「映像装置」という。）又は総合演出設備をアマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合の金額は、同表に定める額の 4 倍とする。

5 映像装置又はこの表に掲げるデジタルサイネージ（以下「映像装置等」という。）を使用して広告を表示する場合の金額は、その使用に係る映像装置等について同表に定める額を合計した額に 1 社又は 1 商品の広告表示ごとに 1 日につき 5 万 3, 930 円を加えた額とする。

6 映像装置等をアマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合における備考の 5 の規定の適用については、備考の 5 中「定める額」とあるのは「定める額（映像装置にあつては当該額の 4 倍）」と、「5 万 3, 930 円」とあるのは「10 万 6, 790 円」とする。

7 この表に掲げるパークビジョンを使用して広告を表示する場合の金額は、同表に定める額の 2 倍とする。

別表（第 5 条関係）

区 分		単 位	金 額
照明設備	光度 1	1 時間までごとに	23, 470 円
	光度 2		18, 770
	光度 3		14, 080
	光度 4		9, 380
	光度 5		4, 690
音響設備		1 時間までごとに	20, 310
大型映像装置 A		1 時間までごとに	15, 800
大型映像装置 B		1 時間までごとに	9, 340
帯状映像装置		1 時間までごとに	20, 200
デジタルサイネージ		1 台 1 時間までごとに	80
総合演出設備		1 時間までごとに	23, 450
中継ケーブル設備	テレビ放送に使用する場合	1 時間までごとに	5, 410
	ラジオ放送に使用する場合	1 時間までごとに	880
パークビジョン		1 分までごとに	220

備考

1 この表において「光度 1」、「光度 2」、「光度 3」、「光度 4」

告示

広島市告示第314号

令和4年6月1日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

- (1) 名称 PayPay株式会社
事務所所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
(2) 名称 LINE Pay株式会社
事務所所在地 東京都品川区西品川1-1-1
住友不動産大崎ガーデンタワー22階

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

- (1) 国民健康保険料及び国民健康保険税並びにこれらに係る延滞金
(2) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金
(3) 介護保険料及びこれに係る延滞金
(4) 保育料及びこれに係る延滞金
(5) 保育園等副食費及びこれに係る遅延損害金
(6) 市営住宅使用料
(7) 市営店舗使用料
(8) 市営住宅附設駐車場使用料
(9) 学校給食費及びこれに係る遅延損害金

3 指定納付受託者の指定をした日

令和4年6月1日

広島市告示第315号

令和4年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和4年6月1日

広島市長 松井 一 實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 一般社団法人広島海技学院, 株式会社カルムケア, シューパルブリアン株式会社.

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 株式会社ミクセルヘルスクエア.

広島市告示第316号

令和4年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和4年6月1日

広島市長 松井 一 實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック.

広島市告示第317号

令和4年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和4年6月1日

広島市長 松井 一 實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 株式会社SATSUKI, 医療法人社団長寿会.

広島市告示第318号

令和4年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので

で、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

指定年月日 令和 4 年 6 月 1 日

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社ハートアンサンブル	デイサービス 梅の里	広島市安佐南区中筋二丁目 17 番 56 号	1 日型デイサービス

広島市告示第 319 号

令和 4 年 6 月 2 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 320 号

令和 4 年 6 月 2 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 321 号

令和 4 年 6 月 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 広島センター・基町ビル
 - (2) 所在地 広島市中区基町 10 番地 11 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
 - 代表取締役社長 辻上 広志

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 岡村 清治

広島市中区基町 6 番 27 号

株式会社そごう・西武

代表取締役社長 林 拓二

東京都豊島区南池袋一丁目 18 番 21 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 別紙のとおり

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和 4 年 5 月 8 日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和 4 年 5 月 8 日

5 届出年月日

令和 4 年 5 月 31 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号

広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 4 年 6 月 2 日から同年 10 月 2 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 4 年 10 月 2 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第 322 号

令和4年6月2日
 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定に基づき、選挙にかかる個人演説会等の開催のために必要な設備の程度を別表1、個人演説会等の施設（設備を含む。）の使用のために候補者等が納付すべき費用額を別表2のとおり定める。

広島市長 松井 一 實

別表1及び別表2 略

~~~~~  
**広島市告示第323号**

令和4年6月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
広島市告示第324号

令和4年6月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
齋内科	広島市中区立町4-21	令和4年5月1日	令和10年4月30日
小川内科	広島市中区江波西二丁目33-20	令和4年4月26日	令和10年4月25日
まえた内科	広島市南区翠二丁目25-20	令和4年5月1日	令和10年4月30日
なのはな整形外科クリニック	広島市南区青崎一丁目2-14 YMF G オールヘルスケアタウン4F	令和4年6月1日	令和10年5月31日
江盛歯科医院	広島市西区庚午南二丁目35-20	令和4年5月1日	令和10年4月30日
医療法人奏会 マキツボ整形外科・モモデンタルクリニック	広島市安佐南区緑井二丁目17-5	令和4年5月2日	令和10年5月1日

地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院（医科）	広島市安佐北区亀山南一丁目2-1	令和4年5月1日	令和10年4月30日
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院（歯科）	広島市安佐北区亀山南一丁目2-1	令和4年5月1日	令和10年4月30日
ウォンツ薬局 安佐市民病院店	広島市安佐北区亀山南一丁目2-1	令和4年5月1日	令和10年4月30日
ココカラファイン薬局 安佐市民病院店	広島市安佐北区亀山南一丁目2~1	令和4年5月1日	令和10年4月30日

~~~~~  
**広島市告示第325号**

令和4年6月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

医療扶助のための施術者 略

~~~~~  
広島市告示第326号

令和4年6月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ハローズ観音新町店
 - 所在地 広島市西区観音新町三丁目60番1
- 大規模小売店舗を設置する者
 JR西日本プロパティーズ株式会社
 代表取締役 森 克明
 東京都港区芝五丁目34番6号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者
 株式会社ハローズ
 代表取締役 佐藤 利行
 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
- 大規模小売店舗の新設をする日
 令和5年2月9日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,090平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
69台
 - (2) 駐輪場の収容台数
60台
 - (3) 荷さばき施設の面積
73平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
19.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻：午前0時
 - イ 閉店時刻：午後12時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前0時00分から午後12時00分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 午前6時から午後10時まで
 - イ 午後10時から午前9時まで
- 8 届出年月日
令和4年6月8日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課
- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和4年6月10日から同年10月10日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和4年10月10日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第327号**

令和4年6月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

~~~~~  
広島市告示第328号

令和4年6月13日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第11項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称
広島市白木地域包括支援センター
- 2 変更事項及び変更内容

変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
地域包括支援センターの所在地	広島市安佐北区白木町井原1244	広島市安佐北区白木町大字小越218番2

- 3 変更の期日
令和4年7月1日

~~~~~  
**広島市告示第329号**

令和4年6月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

~~~~~  
広島市告示第330号

令和4年6月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30

号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第331号

令和4年6月14日

以下の者について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設(第7条第10項第4号関係)
2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
3 確認年月日
令和4年6月14日

別紙 略

広島市告示第332号

令和4年6月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、企画総務局公文書館出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員
企画総務局東京事務所
次長 前野 禎文
2 委任させた事務
刊行物の売払代金の収納(東京事務所において扱うものに限る。)
3 委任年月日
令和4年4月1日
4 委任期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

広島市告示第333号

令和4年6月16日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6条に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 休止する駐車場

広島市市営中島町第一駐車場及び広島市市営中島町第二駐車場

- 2 休止する期間
令和4年8月5日(金)午後7時から同月6日(土)午前9時30分まで

- 3 休止する理由
道路交通法(昭和35年法律第105号)第5条第1項の規定に基づき、広島中央警察署長が同法第4条第1項の規定による交通規制を行うため。

広島市告示第334号

令和4年6月17日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、中区役所建設部建築課及び西区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 都市計画の種類
(1) 広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画
(2) 名称、位置及び区域

Table with 2 columns: 名称, 位置及び区域. Row 1: 平和大通り地区地区計画(変更), 広島市中区の東平塚町、鶴見町、宝町、田中町、三川町、富士見町、中町、小町、大手町二丁目、大手町三丁目、中島町、土橋町、河原町、小網町及び舟入町の各一部、広島市西区の観音町、東観音町、西観音町、都町、福島町一丁目及び福島町二丁目の各一部

- 2 縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課
(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
中区役所建設部建築課
(3) 広島市西区福島町二丁目2番1号
西区役所建設部建築課

広島市告示第335号

令和4年6月17日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、中区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
リバーフロント地区 地区計画（変更）	広島市中区の上幟町、橋本町、 銀山町、西平塚町及び東平塚町 の各一部 広島市南区の京橋町、稲荷町、 比治山町、比治山本町、松川 町、的場町一丁目、的場町二丁 目、段原四丁目、大須賀町、松 原町、猿猴橋町、西荒神町、西 蟹屋一丁目及び西蟹屋四丁目の 各一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号
中区役所建設部建築課
- (3) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
南区役所建設部建築課

広島市告示第 3 3 6 号

令和 4 年 6 月 1 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、中区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
	広島市中区の上幟町、幟町、橋 本町、鉄砲町、上八丁堀、八丁 堀、基町、紙屋町一丁目、紙屋 町二丁目、本通、立町、堀川 町、銀山町、胡町、新天地、三 川町、袋町、中町、小町、竹屋 町、昭和町、宝町、富士見町、 東平塚町、西平塚町、国泰寺町

都心幹線道路沿道地区
地区計画（変更）

一丁目、国泰寺町二丁目、大手
町一丁目、大手町二丁目、大手
町三丁目、大手町四丁目、大手
町五丁目、加古町、住吉町、本
川町一丁目、本川町二丁目、本
川町三丁目、十日市町一丁目、
十日市町二丁目、寺町、広瀬北
町、広瀬町、西十日市町、榎
町、猫屋町、塚町一丁目、塚町
二丁目、土橋町、小網町、河原
町、舟入町、舟入中町及び舟入
本町の各一部
広島市南区の松川町、稲荷町、
金屋町、的場町一丁目及び京橋
町の各一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号
中区役所建設部建築課
- (3) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
南区役所建設部建築課

広島市告示第 3 3 7 号

令和 4 年 6 月 1 7 日

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 6 第 1 項の規定に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

記

名称	所在地	取り消した 適応災害
高南集会所	広島市安佐北区白木町 秋山 2 3 9 1 - 4	土砂災害、洪水、 高潮

広島市告示第 3 3 8 号

令和 4 年 6 月 1 7 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安芸区中野東三丁目の 6 1 3 6 番 1 の一部、6 1 3 6 番 2 の一部、6 1 3 8 番 1、6 1 3 8 番 2 の一部、6 1 6 0 番 2 の一部、6 1 6 2 番 2 の一部及び 6 1 5 5 番の一部並びに中野東町字宮ヶ迫 6 1 3 9 番の一部、6 1 4 0 番、6 1 4 1 番及び 6 1 4 1 番 2

2 開発面積

2, 7 2 3. 2 5 m²

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市南区大州一丁目 1 番 1 8 号

有限会社白木商事
代表取締役 中村 克己

4 検査済証交付年月日
令和4年6月17日

広島市告示第339号

令和4年6月17日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和4年6月17日から同年7月1日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

整理番号	路線名	起点
		終点
17552	佐伯1区511号線	佐伯区石内北三丁目1421番地8地先
		佐伯区石内北三丁目1392番地1地先

広島市告示第340号

令和4年6月17日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和4年6月17日から同年7月1日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

整理番号	路線名	起点
		終点
17553	東1区551号線	東区馬木七丁目598番地38地先
		東区馬木七丁目2356番地41地先
17554	東1区552号線	東区馬木七丁目598番地51地先
		東区馬木七丁目2356番地16地先
17555	東1区553号線	東区馬木七丁目2344番地2地先
		東区馬木七丁目598番地77地先
17556	南4区874号線	南区仁保三丁目660番地166地先
		南区仁保三丁目660番地176地先
17557	安佐南1区525号線	安佐南区八木九丁目3587番地9地先
		安佐南区八木九丁目3587番地8地先
17558	安佐南4区853号線	安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3195番地2地先
		安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3199番地地先
17559	安佐北2区1131号線	安佐北区深川六丁目1437番地1地先
		安佐北区深川六丁目1441番地3地先

17560	安佐北2区1132号線	安佐北区落合南七丁目1537番地6地先
		安佐北区落合南七丁目1555番地3地先
17561	安佐北2区1133号線	安佐北区落合南七丁目1555番地6地先
		安佐北区落合南七丁目1555番地8地先
17562	安佐北3区1001号線	安佐北区亀山二丁目527番地24地先
		安佐北区亀山二丁目527番地15地先
17563	安佐北3区1002号線	安佐北区亀山三丁目1235番地1地先
		安佐北区亀山三丁目1242番地7地先
17564	安芸1区687号線	安芸区瀬野三丁目1083番地6地先
		安芸区瀬野三丁目1081番地16地先
17565	佐伯1区511号線	佐伯区石内北三丁目5010番地202地先
		佐伯区石内北三丁目1392番地9地先
17566	佐伯1区537号線	佐伯区石内北二丁目5006番地152地先
		佐伯区石内北二丁目5006番地27地先
17567	佐伯1区538号線	佐伯区石内北二丁目5006番地146地先
		佐伯区石内北二丁目5006番地146地先
17568	佐伯1区539号線	佐伯区石内北二丁目5006番地122地先
		佐伯区石内北二丁目5006番地107地先
17569	佐伯1区540号線	佐伯区石内北二丁目5006番地91地先
		佐伯区石内北二丁目5006番地76地先
17570	佐伯1区541号線	佐伯区石内北二丁目5006番地60地先
		佐伯区石内北二丁目5006番地45地先
17571	佐伯1区542号線	佐伯区石内北二丁目5006番地151地先
		佐伯区石内北二丁目5006番地151地先
17572	佐伯1区543号線	佐伯区石内北二丁目5005番地18地先
		佐伯区石内北二丁目5005番地18地先
17573	佐伯1区544号線	佐伯区石内北三丁目5010番地56地先
		佐伯区石内北三丁目5010番地108地先

17574	佐伯 1 区 5 4 5 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 2 0 2 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 9 0 地先
17575	佐伯 1 区 5 4 6 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 7 8 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 4 2 地先
17576	佐伯 1 区 5 4 7 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 2 1 0 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 3 5 地先
17577	佐伯 1 区 5 4 8 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 9 8 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 2 9 地先
17578	佐伯 1 区 5 4 9 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 5 9 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 9 8 地先
17579	佐伯 1 区 5 5 0 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 4 1 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 3 3 地先
17580	佐伯 1 区 5 5 1 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 7 6 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 7 0 地先
17581	佐伯 1 区 5 5 2 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 8 5 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 8 2 地先
17582	佐伯 1 区 5 5 3 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 4 5 地先
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 4 5 地先

~~~~~  
**広島市告示第 3 4 1 号**

令和 4 年 6 月 1 7 日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和 4 年 6 月 1 7 日から同年 7 月 1 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名               | 敷地の幅員                   | 敷地の延長          |
|-------|-------------------|-------------------------|----------------|
| 市 道   | 東 1 区 5 5<br>1 号線 | 6.00 メートル<br>∟<br>12.90 | メートル<br>181.20 |
| 市 道   | 東 1 区 5 5<br>2 号線 | 6.00 メートル<br>∟<br>13.06 | メートル<br>99.00  |
| 市 道   | 東 1 区 5 5<br>3 号線 | 6.00 メートル<br>∟<br>13.42 | メートル<br>92.30  |

|     |                           |                          |                |
|-----|---------------------------|--------------------------|----------------|
| 市 道 | 南 4 区 8 7<br>4 号線         | 4.21 メートル<br>∟<br>10.50  | メートル<br>104.69 |
| 市 道 | 安佐南 1 区<br>5 2 5 号線       | 5.00 メートル<br>∟<br>10.80  | メートル<br>37.90  |
| 市 道 | 安佐南 4 区<br>8 5 3 号線       | 4.40 メートル<br>∟<br>6.92   | メートル<br>97.69  |
| 市 道 | 安佐北 2 区<br>1 1 3 1 号<br>線 | 4.20 メートル<br>∟<br>8.60   | メートル<br>74.40  |
| 市 道 | 安佐北 2 区<br>1 1 3 2 号<br>線 | 6.00 メートル<br>∟<br>12.60  | メートル<br>67.20  |
| 市 道 | 安佐北 2 区<br>1 1 3 3 号<br>線 | 6.00 メートル<br>∟<br>9.60   | メートル<br>26.00  |
| 市 道 | 安佐北 3 区<br>1 0 0 1 号<br>線 | 5.00 メートル<br>∟<br>12.70  | メートル<br>86.80  |
| 市 道 | 安佐北 3 区<br>1 0 0 2 号<br>線 | 6.00 メートル<br>∟<br>10.00  | メートル<br>53.00  |
| 市 道 | 安芸 1 区 6<br>8 7 号線        | 6.00 メートル<br>∟<br>11.00  | メートル<br>134.90 |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>1 1 号線        | 12.00 メートル<br>∟<br>20.49 | メートル<br>328.45 |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>3 7 号線        | 6.00 メートル<br>∟<br>52.69  | メートル<br>685.28 |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>3 8 号線        | 6.00 メートル<br>∟<br>13.09  | メートル<br>30.00  |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>3 9 号線        | 6.01 メートル<br>∟<br>13.27  | メートル<br>188.62 |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>4 0 号線        | 6.01 メートル<br>∟<br>13.28  | メートル<br>194.58 |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>4 1 号線        | 6.01 メートル<br>∟<br>13.33  | メートル<br>200.36 |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>4 2 号線        | 4.00 メートル<br>∟<br>4.01   | メートル<br>28.27  |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>4 3 号線        | 22.54 メートル<br>∟<br>26.07 | メートル<br>40.80  |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>4 4 号線        | 6.01 メートル<br>∟<br>13.40  | メートル<br>63.13  |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>4 5 号線        | 9.00 メートル<br>∟<br>17.25  | メートル<br>49.16  |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>4 6 号線        | 6.00 メートル<br>∟<br>11.44  | メートル<br>67.39  |

|    |           |                         |                |
|----|-----------|-------------------------|----------------|
| 市道 | 佐伯1区547号線 | 6.00メートル<br>＼<br>110.88 | メートル<br>482.37 |
| 市道 | 佐伯1区548号線 | 6.00メートル<br>＼<br>13.95  | メートル<br>504.99 |
| 市道 | 佐伯1区549号線 | 6.01メートル<br>＼<br>13.09  | メートル<br>262.10 |
| 市道 | 佐伯1区550号線 | 6.01メートル<br>＼<br>14.60  | メートル<br>107.57 |
| 市道 | 佐伯1区551号線 | 6.01メートル<br>＼<br>13.10  | メートル<br>88.46  |
| 市道 | 佐伯1区552号線 | 6.01メートル<br>＼<br>13.54  | メートル<br>52.78  |
| 市道 | 佐伯1区553号線 | 4.00メートル                | メートル<br>26.01  |

広島市告示第342号

令和4年6月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月17日から同年7月1日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始区間             | 供用開始の期日   |
|-------|-------------|--------------------|-----------|
| 市道    | 東1区551号線    | 東区馬木七丁目598番地38地先   | 令和4年6月17日 |
|       |             | 東区馬木七丁目2356番地41地先  |           |
| 市道    | 東1区552号線    | 東区馬木七丁目598番地51地先   | 令和4年6月17日 |
|       |             | 東区馬木七丁目2356番地16地先  |           |
| 市道    | 東1区553号線    | 東区馬木七丁目2344番地2地先   | 令和4年6月17日 |
|       |             | 東区馬木七丁目598番地77地先   |           |
| 市道    | 南4区874号線    | 南区仁保三丁目660番地166地先  | 令和4年6月17日 |
|       |             | 南区仁保三丁目660番地176地先  |           |
| 市道    | 安佐南1区525号線  | 安佐南区八木九丁目3587番地9地先 | 令和4年6月17日 |
|       |             | 安佐南区八木九丁目3587番地8地先 |           |
| 市道    | 安佐北2区1131号線 | 安佐北区深川六丁目1437番地1地先 | 令和4年6月17日 |
|       |             | 安佐北区深川六丁目1441番地3地先 |           |

|    |             |                      |           |
|----|-------------|----------------------|-----------|
| 市道 | 安佐北2区1132号線 | 安佐北区落合南七丁目1537番地6地先  | 令和4年6月17日 |
|    |             | 安佐北区落合南七丁目1555番地3地先  |           |
| 市道 | 安佐北2区1133号線 | 安佐北区落合南七丁目1555番地6地先  | 令和4年6月17日 |
|    |             | 安佐北区落合南七丁目1555番地8地先  |           |
| 市道 | 安佐北3区1001号線 | 安佐北区亀山二丁目527番地24地先   | 令和4年6月17日 |
|    |             | 安佐北区亀山二丁目527番地15地先   |           |
| 市道 | 安佐北3区1002号線 | 安佐北区亀山三丁目1235番地1地先   | 令和4年6月17日 |
|    |             | 安佐北区亀山三丁目1242番地7地先   |           |
| 市道 | 安芸1区687号線   | 安芸区瀬野三丁目1083番地6地先    | 令和4年6月17日 |
|    |             | 安芸区瀬野三丁目1081番地16地先   |           |
| 市道 | 佐伯1区511号線   | 佐伯区石内北三丁目5010番地202地先 | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北三丁目1392番地9地先   |           |
| 市道 | 佐伯1区537号線   | 佐伯区石内北二丁目5006番地152地先 | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北二丁目5006番地27地先  |           |
| 市道 | 佐伯1区538号線   | 佐伯区石内北二丁目5006番地146地先 | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北二丁目5006番地146地先 |           |
| 市道 | 佐伯1区539号線   | 佐伯区石内北二丁目5006番地122地先 | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北二丁目5006番地107地先 |           |
| 市道 | 佐伯1区540号線   | 佐伯区石内北二丁目5006番地91地先  | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北二丁目5006番地76地先  |           |
| 市道 | 佐伯1区541号線   | 佐伯区石内北二丁目5006番地60地先  | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北二丁目5006番地45地先  |           |
| 市道 | 佐伯1区542号線   | 佐伯区石内北二丁目5006番地151地先 | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北二丁目5006番地151地先 |           |
| 市道 | 佐伯1区543号線   | 佐伯区石内北二丁目5005番地18地先  | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北二丁目5005番地18地先  |           |
| 市道 | 佐伯1区544号線   | 佐伯区石内北三丁目5010番地56地先  | 令和4年6月17日 |
|    |             | 佐伯区石内北三丁目5010番地108地先 |           |

|     |                       |                                  |                     |
|-----|-----------------------|----------------------------------|---------------------|
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 4<br>5 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 2 0 2 地先 | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 1 9 0 地先 |                     |
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 4<br>6 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 1 7 8 地先 | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 1 4 2 地先 |                     |
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 4<br>7 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 2 1 0 地先 | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 3 5 地先   |                     |
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 4<br>8 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 1 9 8 地先 | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 2 9 地先   |                     |
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 4<br>9 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 1 5 9 地先 | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 9 8 地先   |                     |
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 5<br>0 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 1 4 1 地先 | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 1 3 3 地先 |                     |
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 5<br>1 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 7 6 地先   | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 7 0 地先   |                     |
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 5<br>2 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 8 5 地先   | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 8 2 地先   |                     |
| 市 道 | 佐伯 1<br>区 5 5<br>3 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 4 5 地先   | 令和 4 年 6 月 1<br>7 日 |
|     |                       | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1<br>0 番地 4 5 地先   |                     |

~~~~~  
広島市告示第 3 4 3 号

令和 4 年 6 月 2 0 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和 4 年 6 月 2 0 日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の
とおり。
(別 紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設 の方式
	区名	町名	
汚水及び 雨水を排除	南区	青崎一丁目の一部	分流
	安佐南区	山本新町一丁目の一部	
汚水を排除	東区	福田五丁目及び上温品一丁 目の各一部	
	西区	三滝本町一丁目の一部	
	安佐北区	狩留家町、大林二丁目及び 安佐町大字久地の各一部	

~~~~~  
**広島市告示第 3 4 4 号**

令和 4 年 6 月 2 0 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、  
次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）  
第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示しま  
す。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に  
供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
令和 4 年 6 月 2 0 日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別 紙)

| 下水を処理する区域 |                             | 終末処理場の位置<br>及び名称                                        |
|-----------|-----------------------------|---------------------------------------------------------|
| 区名        | 町名                          |                                                         |
| 東区        | 福田五丁目の一部                    | 位置：広島市西区扇一<br>丁目 1 番 1 号<br>名称：広島市西部水資<br>源再生センター       |
| 西区        | 三滝本町一丁目の一部                  |                                                         |
| 安佐南区      | 山本新町一丁目の一部                  |                                                         |
| 安佐北区      | 狩留家町、大林二丁目及び<br>安佐町大字久地の各一部 |                                                         |
| 東区        | 上温品一丁目の一部                   | 位置：広島市南区向洋<br>沖町 1 番 1 号<br>名称：太田川流域下水<br>道東部浄化セン<br>ター |
| 南区        | 青崎一丁目の一部                    |                                                         |

~~~~~  
広島市告示第 3 4 5 号

令和 4 年 6 月 2 2 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項
の規定により、広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画の変
更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告しま
す。

広島市長 松 井 一 實

- 1 組合の名称
広島市大塚中央土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
広島市安佐南区大塚西一丁目 1 4 番 2 3 号

3 設立認可年月日
令和3年5月20日

4 事業施行期間
令和3年5月20日から令和6年3月31日まで

5 変更認可の年月日
令和4年6月22日

~~~~~

**広島市告示第346号**  
令和4年6月24日

中央公園の一部区域を次のとおり定めるので、広島市公園条例

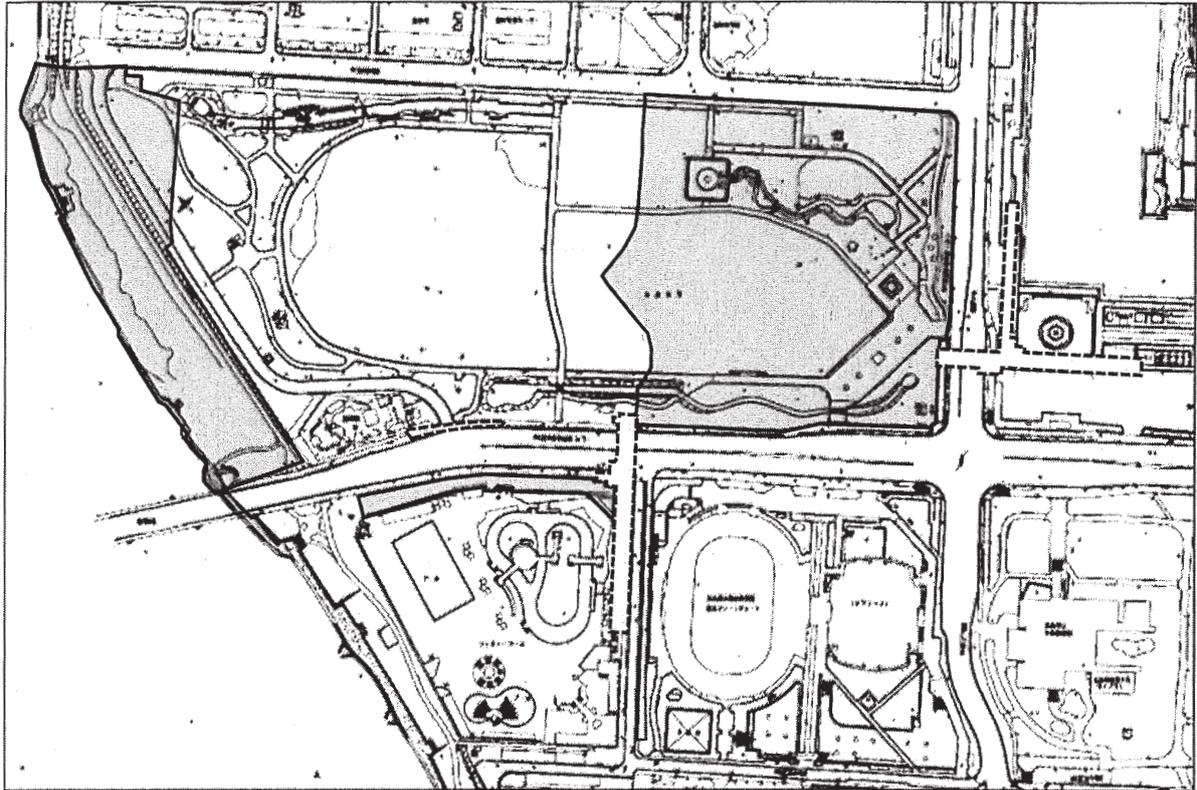
の一部を改正する条例（令和4年広島市条例第37号）附則第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 定める区域  
中央公園広場及びその周辺の区域（別紙のとおり）
- 2 定める区域の名称  
中央公園広場エリア
- 3 開始の期日  
令和4年6月24日

別紙

### 中央公園広場エリア



（備考）  
破線で示す区域については、今後、整備区域が確定した段階で中央公園広場エリアに追加する予定。

**広島市告示第347号**  
令和4年6月24日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市佐伯区石内北一丁目5001番24
- 2 開発面積  
1,822.61㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都品川区西五反田二丁目32番4号  
イワタボルトホールディングス株式会社

代表取締役 岩田 聖隆

4 検査済証交付年月日

令和 4 年 6 月 2 4 日

広島市告示第 348 号

令和 4 年 6 月 2 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条又は第 11 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 349 号

令和 4 年 6 月 3 0 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称               | 所在地                 | 指定年月日          | 指定有効期限             |
|------------------|---------------------|----------------|--------------------|
| 訪問看護リハステーション なぎさ | 広島市南区元宇品町 4 1 - 1 8 | 令和 4 年 6 月 1 日 | 令和 1 0 年 5 月 3 1 日 |

広島市告示第 350 号

令和 4 年 6 月 3 0 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 351 号

令和 4 年 6 月 3 0 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 352 号

令和 4 年 6 月 3 0 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 353 号

令和 4 年 6 月 3 0 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条の 5 第 2 項又は第 115 条の 1 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 条の 1 第 2 号又は第 115 条の 2 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 354 号

令和 4 年 6 月 3 0 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 355 号

令和 4 年 6 月 3 0 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示（中区）第 79 号

令和 4 年 6 月 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により

自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第80号

令和4年6月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第81号

令和4年6月10日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月3、4、7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第82号

令和4年6月17日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第83号

令和4年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について

は、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第84号

令和4年6月24日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月16、20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第85号

令和4年6月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第57号

令和4年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第58号

令和4年6月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 令和4年6月15日
- 3 道路の位置 広島市東区中山東三丁目1989番9の一部

- 4 幅員 4.01～4.23メートル
- 5 延長 28.37メートル

広島市告示（東区）第 59 号

令和 4 年 6 月 16 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 5 号
- 2 指定年月日 令和 4 年 6 月 16 日
- 3 道路の位置 広島市東区温品六丁目の 50 番 26・50 番 28・1456 番 2
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 27.67メートル

広島市告示（東区）第 60 号

令和 4 年 6 月 17 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 61 号

令和 4 年 6 月 17 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の第 2 項第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 6 月 14 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したライブヒルズ未来町内会について、次のとおり変更したので、同条第 10 項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所
  - 安立 記代 広島市東区中山西二丁目 30 番 30 号を
  - 中村 健治 広島市東区中山西二丁目 27 番 21 号に変更する。
- 2 事務所の所在地の変更
  - 広島市東区中山西二丁目 30 番 30 号を
  - 広島市東区中山西二丁目 27 番 21 号に変更する。

広島市告示（東区）第 62 号

令和 4 年 6 月 24 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 6 号
- 2 指定年月日 令和 4 年 6 月 24 日
- 3 道路の位置 広島市東区牛田旭二丁目 1024 番 1 の一部
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 22.70メートル

広島市告示（南区）第 59 号

令和 4 年 6 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 60 号

令和 4 年 6 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 61 号

令和 4 年 6 月 2 日

広島駅南口第三 B 駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和 4 年 6 月 1 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（南区）第 62 号

令和 4 年 6 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 63 号

令和 4 年 6 月 6 日

稲荷町駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年6月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第64号

令和4年6月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第65号

令和4年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第67号

令和4年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第68号

令和4年6月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第69号

令和4年6月14日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場Aに、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年6月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第70号

令和4年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第71号

令和4年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第72号

令和4年6月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第73号

令和4年6月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第74号

令和4年6月27日

旭町仮設駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年6月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第75号

令和4年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第76号

令和4年6月30日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第五駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年6月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（西区）第49号

令和4年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第50号

令和4年6月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第51号

令和4年6月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第52号

令和4年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第53号

令和4年6月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第54号

令和4年6月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第55号

令和4年6月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第56号

令和4年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第57号

令和4年6月23日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、告示対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

1. 認定の取消しに係る区域

広島市西区観音新町三丁目の60番1、60番2及び60番3

2. 認定の取消しに係る認定番号

第11号

3. 認定の取消しに係る認定年月日

昭和51年10月25日

広島市告示（西区）第58号

令和4年6月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（安佐南区）第62号

令和4年6月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月1日から同年6月15日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                   | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区152号線 | 安佐南区長東一丁目176番地3地先から安佐南区長東一丁目175番地5地先まで | 旧   | 3.78<br>～<br>3.79 | 7.73  |
|       |            |                                        | 新   | 3.88<br>～<br>3.89 | 7.73  |

広島市告示（安佐南区）第63号

令和4年6月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月1日から同年6月15日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日  |
|-------|------------|----------------------------------------|----------|
| 市道    | 安佐南3区152号線 | 安佐南区長東一丁目176番地3地先から安佐南区長東一丁目175番地5地先まで | 令和4年6月1日 |

広島市告示（安佐南区）第64号

令和4年6月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月3日から同年6月17日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                   | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区296号線 | 安佐南区山本九丁目883番地1地先から安佐南区山本八丁目957番地1地先まで | 旧   | 2.43<br>～<br>3.45 | 7.52  |
|       |            |                                        | 新   | 3.38<br>～<br>3.45 | 7.52  |

広島市告示（安佐南区）第65号

令和4年6月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月3日から同年6月17日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日  |
|-------|------------|----------------------------------------|----------|
| 市道    | 安佐南3区296号線 | 安佐南区山本九丁目883番地1地先から安佐南区山本八丁目957番地1地先まで | 令和4年6月3日 |

広島市告示（安佐南区）第66号

令和4年6月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成16年9月2日付けで不動産又は不動産に

関する権利等を保有する団体として認可した八敷福祉会（旧代表者 吉田 一憲）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

氏名 松井 裕

住所 広島市安佐南区緑井七丁目19番9号

広島市告示（安佐南区）第67号

令和4年6月14日

長期間駐車されていた自転車等については、令和4年6月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐南区）第68号

令和4年6月27日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 令和4年6月27日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内二丁目の1645番5の一部及び1645番11の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.30メートル  
延長 37.61メートル

広島市告示（安佐南区）第69号

令和4年6月30日

長期間駐車されていた自転車等については、令和4年6月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐北区）第98号

令和4年6月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1. 指定番号 第1号
- 2. 指定年月日 令和4年6月2日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南一丁目657番1
- 4. 幅員及び延長 幅員 6.00メートル  
延長 57.70メートル

広島市告示（安佐北区）第99号

令和4年6月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を変更します。その関係図面は、令和4年6月2日から同月16日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等               | 所在（起点及び終点）                      |
|----|-----|--------------------|---------------------------------|
| 水路 | 旧   | K3-F3-M紙屋-15-25号水路 | 安佐北区三入二丁目1057番2地先から同所1059番1地先まで |
|    | 新   | K3-F3-M紙屋-15-25号水路 | 安佐北区三入二丁目1057番地先から同所1059番1地先まで  |

広島市告示（安佐北区）第100号

令和4年6月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、令和3年6月1日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した九品寺町内会（代表者 野崎 芳智）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                          |
|------------|-----------------------------|----------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 野崎 芳智<br>広島市安佐北区可部九丁目11番43号 | 平野 重男<br>広島市安佐北区可部九丁目27番3号 |

広島市告示（安佐北区）第101号

令和4年6月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、令和元年10月10日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した布自治会（代表者 織辺 勇）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                            | 新                             |
|------------|------------------------------|-------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区安佐町大字飯室6287番地         | 広島市安佐北区安佐町大字飯室6668番地          |
| 代表者の氏名及び住所 | 織辺 勇<br>広島市安佐北区安佐町大字飯室6287番地 | 船木 訓雄<br>広島市安佐北区安佐町大字飯室6668番地 |

広島市告示（安佐北区）第102号

令和4年6月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成11年3月30日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した桐山自治会（代表者 藤本 悦雄）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                          | 新                             |
|------------|----------------------------|-------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区可部町桐原583番地          | 広島市安佐北区可部町桐原10185番地5          |
| 代表者の氏名及び住所 | 藤本 悦雄<br>広島市安佐北区可部町桐原583番地 | 西元 茂樹<br>広島市安佐北区可部町桐原10185番地5 |

広島市告示（安佐北区）第103号

令和4年6月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成5年2月2日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した吹屋町内会（代表者 壹貫田 康博）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                         |
|------------|-----------------------------|---------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区可部三丁目33番3号           | 広島市安佐北区可部三丁目31番5号         |
| 代表者の氏名及び住所 | 壹貫田 康博<br>広島市安佐北区可部三丁目33番3号 | 迫田 稔<br>広島市安佐北区可部三丁目31番5号 |

広島市告示（安佐北区）第104号

令和4年6月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項

の規定に基づき、平成8年11月8日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した譲羽団地自治会（代表者 熊山 博茂）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                                | 新                               |
|------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地248          | 広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地320         |
| 代表者の氏名及び住所 | 熊山 博茂<br>広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地248 | 児山 進<br>広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地320 |

広島市告示（安佐北区）第105号

令和4年6月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、令和元年10月10日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した安佐町久地魚切自治会（代表者 政田 俊明）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                            | 新                           |
|------------|------------------------------|-----------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区安佐町久地1191番地1          | 広島市安佐北区安佐町久地1615番地          |
| 代表者の氏名及び住所 | 政田 俊明<br>広島市安佐北区安佐町久地1191番地1 | 西本 士月<br>広島市安佐北区安佐町久地1615番地 |

広島市告示（安佐北区）第106号

令和4年6月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成23年8月22日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した石堂南光台自治会（代表者 池田 貴樹）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|  | 旧 | 新 |
|--|---|---|
|  |   |   |

|            |                                        |                                        |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区白木町大字有留 2 3 6 0 番地 2 7          | 広島市安佐北区白木町大字有留 2 3 5 6 番地 2 2          |
| 代表者の氏名及び住所 | 池田 貴樹<br>広島市安佐北区白木町大字有留 2 3 6 0 番地 2 7 | 田辺 篤也<br>広島市安佐北区白木町大字有留 2 3 5 6 番地 2 2 |

広島市告示（安佐北区）第 107 号

令和 4 年 6 月 1 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 1 4 年 6 月 3 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した東須沢自治会（代表者 世羅 良雄）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                                    | 新                                  |
|------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 世羅 良雄<br>広島市安佐北区白木町大字秋山 2 5 1 0 番地 1 | 中重 和郎<br>広島市安佐北区白木町大字秋山 2 7 7 8 番地 |

広島市告示（安佐北区）第 108 号

令和 4 年 6 月 2 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 1 6 年 1 月 1 4 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した光善坊自治会（代表者 沖田 文介）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項  
事務所並びに代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                             | 新                                 |
|------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区可部一丁目 8 番 2 号          | 広島市安佐北区可部二丁目 1 5 番 2 0 号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 沖田 文介<br>広島市安佐北区可部一丁目 8 番 2 号 | 野上 公明<br>広島市安佐北区可部二丁目 1 5 番 2 0 号 |

広島市告示（安佐北区）第 109 号

令和 4 年 6 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 1 5 年 1 月 1 5 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した尾和自治会（代表者 西山 尚）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項  
事務所並びに代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                              | 新                               |
|------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区深川二丁目 5 1 番 3 号         | 広島市安佐北区深川二丁目 2 7 番 7 号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 西山 尚<br>広島市安佐北区深川二丁目 5 1 番 3 号 | 平野 雅幸<br>広島市安佐北区深川二丁目 2 7 番 7 号 |

広島市告示（安佐北区）第 110 号

令和 4 年 6 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 2 0 年 8 月 1 9 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した毛木 1 区自治会（代表者 佐々木 義信）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項  
事務所並びに代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                                     | 新                                  |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区安佐町大字毛木 1 8 7 8 番地 2           | 広島市安佐北区安佐町大字毛木 1 8 9 9 番地          |
| 代表者の氏名及び住所 | 佐々木 義信<br>広島市安佐北区安佐町大字毛木 1 8 7 8 番地 2 | 力石 正文<br>広島市安佐北区安佐町大字毛木 1 8 9 9 番地 |

広島市告示（安佐北区）第 111 号

令和 4 年 6 月 2 8 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。  
この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1. 指定番号 第 2 号
- 2. 指定年月日 令和 4 年 6 月 2 8 日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区口田南六丁目 2 7 5 番の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 32.78メートル

広島市告示（安芸区）第 56 号

令和 4 年 6 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(安芸区)第57号

令和4年6月1日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(安芸区)第58号

令和4年6月21日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月21日から同年7月5日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                               | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長          |
|-------|----------|----------------------------------------------------|-----|---------------------------|----------------|
| 市道    | 安芸1区179線 | 広島市安芸区中野東一丁目7618番地1地先から<br>広島市安芸区中野東一丁目7600番地1地先まで | 旧   | メートル<br>4.30<br>～<br>7.30 | メートル<br>161.00 |
|       |          |                                                    | 新   | メートル<br>6.75<br>～<br>8.30 | メートル<br>161.00 |
| 市道    | 安芸1区182線 | 広島市安芸区中野東一丁目7631番地1地先から<br>広島市安芸区中野東一丁目7631番地3地先まで | 旧   | メートル<br>4.60<br>～<br>4.60 | メートル<br>4.00   |
|       |          |                                                    | 新   | メートル<br>4.60<br>～<br>8.50 | メートル<br>4.00   |

広島市告示(安芸区)第59号

令和4年6月21日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月21日から同年7月5日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸1区179号線 | 広島市安芸区中野東一丁目7618番地1地先から<br>広島市安芸区中野東一丁目7600番地1地先まで | 令和4年6月21日 |
| 市道    | 安芸1区182号線 | 広島市安芸区中野東一丁目7631番地1地先から<br>広島市安芸区中野東一丁目7631番地3地先まで | 令和4年6月21日 |

広島市告示(安芸区)第60号

令和4年6月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(安芸区)第61号

令和4年6月21日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(安芸区)第62号

令和4年6月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(安芸区)第63号

令和4年6月21日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第 64 号

令和 4 年 6 月 21 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（安芸区）第 65 号

令和 4 年 6 月 21 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 69 号

令和 4 年 6 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 70 号

令和 4 年 6 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 71 号

令和 4 年 6 月 7 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 4 年 6 月 1 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 72 号

令和 4 年 6 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 73 号

令和 4 年 6 月 10 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 74 号

令和 4 年 6 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 75 号

令和 4 年 6 月 15 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 6 月 15 日から同月 29 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 路線の種類 | 路線名        | 変更区間                     | 旧新別 | 敷地の幅員        | 敷地の延長        |
|-------|------------|--------------------------|-----|--------------|--------------|
| 市道    | 佐伯 2 区 2 号 | 佐伯区八幡一丁目 9 5 5 番地 8 地先から | 旧   | メートル<br>2.90 | メートル<br>7.00 |

|   |                    |   |              |              |
|---|--------------------|---|--------------|--------------|
| 線 | 佐伯区八幡一丁目955番地8地先まで | 新 | メートル<br>3.65 | メートル<br>7.00 |
|---|--------------------|---|--------------|--------------|

広島市告示（佐伯区）第76号

令和4年6月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月15日から同29日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名     | 供用開始                                     | 供用開始の期日   |
|-------|---------|------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 佐伯2区2号線 | 佐伯区八幡一丁目955番地8地先から<br>佐伯区八幡一丁目955番地8地先まで | 令和4年6月15日 |

広島市告示（佐伯区）第77号

令和4年6月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月15日から同月29日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長          |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-----|-----------------------------|----------------|
| 市道    | 佐伯3区175号線 | 佐伯区倉重二丁目609番地1地先から<br>佐伯区倉重二丁目609番地1地先まで   | 旧   | メートル<br>4.80<br>～<br>6.30   | メートル<br>20.70  |
|       |           |                                            | 新   | メートル<br>4.80<br>～<br>8.70   | メートル<br>20.70  |
| 市道    | 佐伯3区333号線 | 佐伯区倉重二丁目286番地1地先から<br>佐伯区倉重町字栄草原289番地3地先まで | 旧   | メートル<br>10.60<br>～<br>18.90 | メートル<br>163.00 |
|       |           |                                            | 新   | メートル<br>10.60<br>～<br>18.90 | メートル<br>163.00 |

広島市告示（佐伯区）第78号

令和4年6月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月15日から同月29日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 供用開始                                       | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 佐伯3区175号線 | 佐伯区倉重二丁目609番地1地先から<br>佐伯区倉重二丁目609番地1地先まで   | 令和4年6月15日 |
| 市道    | 佐伯3区333号線 | 佐伯区倉重二丁目286番地1地先から<br>佐伯区倉重町字栄草原289番地3地先まで | 令和4年6月15日 |

広島市告示（佐伯区）第79号

令和4年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第80号

令和4年6月22日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和4年6月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第81号

令和4年6月24日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年6月24日から同年7月8日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 変更区間                                    | 旧新別 | 敷地の幅員       | 敷地の延長        |
|-------|-----------|-----------------------------------------|-----|-------------|--------------|
| 市道    | 佐伯3区169号線 | 佐伯区千同三丁目311番地1地先から<br>佐伯区千同三丁目88番地1地先まで | 旧   | メートル<br>3.0 | メートル<br>41.7 |
|       |           |                                         | 新   | メートル<br>4.2 | メートル<br>41.7 |

広島市告示(佐伯区)第 82 号

令和 4 年 6 月 24 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 6 月 24 日から同年 7 月 8 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 路線の種類 | 路線名            | 供用開始                                            | 供用開始の期日         |
|-------|----------------|-------------------------------------------------|-----------------|
| 市道    | 佐伯 3 区 16 9 号線 | 佐伯区千同三丁目 311 番地 1 地先から<br>佐伯区千同三丁目 88 番地 1 地先まで | 令和 4 年 6 月 24 日 |

区告示

広島市南区告示第 2 号

令和 4 年 6 月 6 日

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条の 2 第 1 項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第 3 号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第 1 2 項の規定に基づき公表します。

広島市南区長 西本 和 弘

(令和 3 年度の状況)

| 申出者の氏名                     | 利用目的の概要                                    | 閲覧の年月日          | 閲覧に係る住民の範囲                                        |
|----------------------------|--------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------|
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦    | 「テレビ視聴に関する調査」の実施                           | 令和 3 年 5 月 26 日 | 向洋本町 16 歳以上の日本人の男女 14 件                           |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人 | 「家計消費状況調査」の実施                              | 令和 3 年 6 月 8 日  | 東本浦町・仁保 1 丁目 16 歳以上の男女 各 50 件                     |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦    | 「受信契約状況実態調査」の実施                            | 令和 3 年 7 月 7 日  | 東雲 1 丁目 18 歳以上の男女 20 件                            |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦    | 「新聞および Web 利用に関する総合調査(くらしと情報についてのおたずね)」の実施 | 令和 3 年 6 月 30 日 | 翠 5 丁目・翠 2 丁目 満 15 歳以上の日本人の男女 25 件                |
| 一般社団法人 興論科学協会<br>理事長 井田 潤治 | 「通信利用動向調査」の実施                              | 令和 3 年 7 月 20 日 | 堀越 2 丁目・皆実町 1 丁目・南大河町・宇品御幸 1 丁目 20 歳以上の世帯主 各 43 件 |
|                            |                                            |                 | 段原山崎 2 丁                                          |

|                                  |                                           |                  |                                                 |
|----------------------------------|-------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------|
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 「第 10 回長寿社会における中高年者の暮らし方の調査」の実施           | 令和 3 年 7 月 29 日  | 目・段原南 2 丁目 60 歳以上 92 歳以下の日本人男女 12 件             |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 「消費動向調査」の実施                               | 令和 3 年 8 月 18 日  | 旭 1 丁目 日本国籍を有する男女 72 件                          |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 「外交に関する世論調査(附帯調査:地下水)」の実施                 | 令和 3 年 9 月 1 日   | 旭 2 丁目 20 ~ 25・旭 3 丁目 満 18 歳以上の日本人の男女 14 件      |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 「全国メディア医師 8 期世論調査(メディア利用についておたずねする調査)」の実施 | 令和 3 年 9 月 1 日   | 段原南 1 丁目 16 歳以上の男女 12 件                         |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 「青少年のインターネット利用環境実態調査」の実施                  | 令和 3 年 9 月 9 日   | 段原山崎 1 ~ 2 丁目・3 丁目 ~ 10 歳 ~ 17 歳の日本国籍を持つ男女 20 件 |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 「新型コロナウイルス感染症に関する世論調査」の実施                 | 令和 3 年 9 月 9 日   | 仁保新町 2 丁目 18 歳以上の男女 12 件                        |
| 株式会社 サーベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤 士朗 | 「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」の実施                   | 令和 3 年 9 月 22 日  | 比治山町 満 16 歳以上の男女 50 件                           |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 「家計消費状況調査」の実施                             | 令和 3 年 10 月 12 日 | 黄金山町 16 歳以上の男女 50 件                             |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 「消費者意識基本調査」の実施                            | 令和 3 年 10 月 12 日 | 堀越 2 丁目 4 ~ 満 15 歳以上の男女 25 件                    |
| 株式会社 インテージリサーチ<br>代表取締役社長 小田切 俊夫 | 「令和 4 年度家庭部門の CO2 排出実態統計調査」の実施            | 令和 3 年 11 月 10 日 | 本浦町 60 件                                        |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 「令和 3 年度国語に関する世論調査」                       | 令和 3 年 11 月 25 日 | 青崎 1 丁目 満 16 歳以上の日本人の男女 19 件                    |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 「家計消費状況調査」の実施                             | 令和 4 年 2 月 8 日   | 丹那町 16 歳以上の男女 50 件                              |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長       | 「生活意識に関するアンケート調査」の実施                      | 令和 4 年 2 月 15 日  | 翠 3 ~ 4 丁目 20 歳以上の男女                            |

|                                     |                      |           |                              |
|-------------------------------------|----------------------|-----------|------------------------------|
| 杉原 領治                               |                      |           | 15件                          |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦             | 「宝くじに関する世論調査」の実施     | 令和4年2月17日 | 翠5丁目<br>満18歳以上の日本人の男女<br>18件 |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長<br>杉原 領治 | 「2022年度全国個人視聴率調査」の実施 | 令和4年3月15日 | 出島1～2丁目<br>7歳以上の男女<br>15件    |

備考

- 公表の対象は、閲覧日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

~~~~~

広島市南区告示第3号
令和4年6月6日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市南区長 西本和弘

（令和3年度の状況）

国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊広島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報（根拠法令：自衛隊法第29条第1項、同第35条）	令和3年1月4日～5日	南区全域 出生の年月日が平成16年4月2日から平成17年4月1日までの男子及び女子（日本国籍を有する者に限る） 834件

備考 公表の対象は、閲覧日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのものです。

~~~~~

**広島市南区告示第4号**  
令和4年6月9日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 西本和弘

記

| 氏名    | 住民票の住所        | 職権処理の内容 |
|-------|---------------|---------|
| 河村 有紀 | 広島県広島市南区東雲二丁目 | 消除      |

17番2-802号

**広島市安佐南区告示第3号**

令和4年6月10日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市安佐南区長 植竹良子

自動車臨時運行許可番号標番号 広島 15-46

~~~~~  
広島市安佐北区告示第1号

令和4年6月2日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐北区長 萬ヶ原伸二

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
長石 勝	広島市安佐北区落合南一丁目40番6号	職権消除

=====
選管告示
=====

広島市選挙管理委員会告示第31号

令和4年6月1日

令和4年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

- 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,657人

- 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の

総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,853人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中 区 38,349人
- 東 区 32,825人
- 南 区 39,248人
- 西 区 51,816人
- 安佐南区 65,473人
- 安佐北区 39,778人
- 安 芸 区 21,456人
- 佐 伯 区 38,665人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,804人

広島市選挙管理委員会告示第32号

令和4年6月21日

令和4年6月21日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,680人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,998人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中 区 38,401人
- 東 区 32,871人
- 南 区 39,342人
- 西 区 51,878人
- 安佐南区 65,541人
- 安佐北区 39,811人
- 安 芸 区 21,462人
- 佐 伯 区 38,689人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,997人

広島市選挙管理委員会告示第33号

令和4年6月21日

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年広島市選挙管理委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式その1備考4中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第5号様式その1備考4中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改め、同様式その2備考4中「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に、「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改める。

別記6号様式その1（別紙）その2(1)中「15,800」を「16,100」に改め、同様式その2（別紙）備考1中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2中「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に、「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改める。

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第3号

令和4年6月1日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村信介

- 1 登録の移替えをしない期間
令和4年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。

広島市中区選挙管理委員会告示第4号

令和4年6月21日

令和4年7月10日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第5号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第6号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村信介

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市中区役所 3階 第6会議室	広島市中区国泰寺町 一丁目4番21号	令和4年6月23日 から

		同年7月9日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原町9 番地先	令和4年7月7日か ら 同月9日まで 午前10時から午後 8時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第7号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村信介

期日前投票所 開設場所	所在地
広島市中区役所 3階 第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区選挙管理委員会告示第8号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第9号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第10号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村 信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号
広島市中区役所 2 階 第 1 会議室
- 2 日時 令和 4 年 6 月 22 日 午後 5 時 20 分

ただし、公職選挙法第 86 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号
広島市中区役所 2 階 第 1 会議室
- (2) 日時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 5 時 40 分

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第 11 号**

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 63 条及び第 65 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 1 番 4 1 号  
広島市立国泰寺中学校 体育館
- 2 日時 令和 4 年 7 月 10 日 午後 9 時 20 分開始

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第 12 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村 信介

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第 13 号**

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所 2 階 第 1 会議室
- (2) 日時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 5 時 20 分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 1 番 4 1 号  
広島市立国泰寺中学校 体育館
- (2) 日時 令和 4 年 7 月 10 日 午後 8 時 30 分

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第 14 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村 信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号
広島市中区役所 2 階 第 1 会議室
- 2 日時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 5 時 30 分

~~~~~  
**広島市東区選挙管理委員会告示第 3 号**

令和 4 年 6 月 1 日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和 4 年 6 月 2 日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第 4 号

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第5号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第6号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市東区役所 3階 第4・第5 会議室	広島市東区東蟹屋町 9番38号	令和4年6月23日 から 同年7月9日まで
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五丁 目1番18号	令和4年6月23日 から 同年7月9日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原町9 番地先	令和4年7月7日か ら 同月9日まで 午前10時から午後 8時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第7号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

期日前投票所 開設場所	所在地
広島市東区役所 3階 第4・第5会議 室	広島市東区東蟹屋町9番38号

広島市東区選挙管理委員会告示第8号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第9号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第10号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院広島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日 時 令和4年6月22日 午後5時20分
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めてくじを行う。
- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日 時 令和4年7月7日 午後6時10分

広島市東区選挙管理委員会告示第11号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

- 1 場所 広島市東区光町二丁目 15 番 8 号
広島市立二葉中学校 体育館
- 2 日時 令和 4 年 7 月 10 日 午後 9 時 20 分開始

広島市東区選挙管理委員会告示第 12 号
令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

次のとおり 略

広島市東区選挙管理委員会告示第 13 号
令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときのくじ
 - (1) 場所 広島市東区東蟹屋町 9 番 38 号
広島市東区役所 5 階 研修室
 - (2) 日時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 5 時 20 分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となったときのくじ
 - (1) 場所 広島市東区光町二丁目 15 番 8 号
広島市立二葉中学校 体育館
 - (2) 日時 令和 4 年 7 月 10 日 午後 8 時 30 分

広島市東区選挙管理委員会告示第 14 号
令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町 9 番 38 号

- 2 日時 広島市東区役所 5 階 研修室
令和 4 年 7 月 7 日 午後 5 時 30 分

広島市南区選挙管理委員会告示第 6 号
令和 4 年 6 月 1 日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中 田 憲 悟

- 1 登録の移替えをしない期間
令和 4 年 6 月 2 日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。

広島市南区選挙管理委員会告示第 7 号
令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中 田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 8 号
令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中 田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 9 号
令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中 田 憲 悟

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市南区役所		令和 4 年 6 月 23 日

4階 4-1、4-2、4-3会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号	から同年7月9日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先	令和4年7月7日から同月9日まで 午前10時から午後8時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第10号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田 憲 悟

指定期日前投票所 開設場所	所在地
広島市南区役所 4階 4-1、4-2、4-3会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区選挙管理委員会告示第11号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げる。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田 憲 悟

1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区分名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似島	似島集会所	午前6時	午後6時

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区分名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金輪	金輪島集会所	午後6時

広島市南区選挙管理委員会告示第12号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任する。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第13号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第14号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田 憲 悟

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所 3階 3-1会議室
- 2 日 時 令和4年6月22日 午後5時20分
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所 3階 3-1会議室
- (2) 日 時 令和4年7月7日 午後5時40分

広島市南区選挙管理委員会告示第15号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田 憲 悟

- 1 場 所 広島市南区東本浦町1番18号
広島市立広島工業高等学校 体育館
- 2 日 時 令和4年7月10日 午後9時20分開始

広島市南区選挙管理委員会告示第16号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管

理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田 憲 悟

次のとおり 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 17 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田 憲 悟

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときのくじ

- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所 3 階 3-1 会議室
- (2) 日 時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 5 時 20 分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となったときのくじ

- (1) 場 所 広島市南区東本浦町 1 番 18 号
広島市立広島工業高等学校 体育館
- (2) 日 時 令和 4 年 7 月 10 日 午後 8 時 30 分

広島市南区選挙管理委員会告示第 18 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田 憲 悟

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所 3 階 3-1 会議室
- 2 日 時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 5 時 30 分

広島市西区選挙管理委員会告示第 3 号

令和 4 年 6 月 1 日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定の適用による選挙人名

簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田 武 彦

- 1 登録の移替えをしない期間
令和 4 年 6 月 2 日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。

広島市西区選挙管理委員会告示第 4 号

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田 武 彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第 5 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田 武 彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第 6 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田 武 彦

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市西区役所 2 階 第 1 会議室	広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号	令和 4 年 6 月 23 日 から 同年 7 月 9 日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原町 9 番地先	令和 4 年 7 月 7 日か ら 同月 9 日まで 午前 10 時から午後 8 時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第7号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田武彦

期日前投票所 開設場所	所在地
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区選挙管理委員会告示第8号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第9号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第10号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院広島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田武彦

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所 4階 研修室

2 日時 令和4年6月22日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

(1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所 4階 研修室

(2) 日時 令和4年7月7日 午後5時50分

広島市西区選挙管理委員会告示第11号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田武彦

1 場所 広島市西区庚午中四丁目12番48号

広島市立庚午中学校 体育館

2 日時 令和4年7月10日 午後9時20分開始

広島市西区選挙管理委員会告示第12号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、下記のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田武彦

下記のとおり 略

広島市西区選挙管理委員会告示第13号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参议院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原田武彦

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

(1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所 4階 研修室

(2) 日時 令和4年7月7日 午後5時20分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政

治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となったときのくじ

- (1) 場 所 広島市西区庚午中四丁目 1 2 番 4 8 号
広島市立庚午中学校 体育館
- (2) 日 時 令和 4 年 7 月 1 0 日 午後 8 時 3 0 分

~~~~~

**広島市西区選挙管理委員会告示第 1 4 号**  
令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

- (1) 場 所 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号  
広島市西区役所 4 階 研修室
- (2) 日 時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 5 時 2 0 分

~~~~~

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 3 号
令和 4 年 6 月 1 日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 7 条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定める。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 高 岡 優

- 1 登録の移替えをしない期間
令和 4 年 6 月 2 日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。

~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 4 号**  
令和 4 年 6 月 2 1 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高 岡 優

別紙 略

~~~~~

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 5 号
令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 高 岡 優

別紙 略

~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 6 号**  
令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高 岡 優

| 期日前投票所<br>開設場所           | 所在地                      | 期間                                                 |
|--------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------|
| 広島市安佐南区役所<br>1 階 第 2 会議室 | 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号 | 令和 4 年 6 月 2 3 日から<br>同年 7 月 9 日まで                 |
| 広島市安佐南区役所<br>佐東出張所       | 広島市安佐南区緑井六丁目 2 9 番 2 8 号 | 令和 4 年 6 月 2 3 日から<br>同年 7 月 9 日まで                 |
| 広島市安佐南区役所<br>祇園出張所       | 広島市安佐南区祇園二丁目 4 8 番 7 号   | 令和 4 年 6 月 2 3 日から<br>同年 7 月 9 日まで                 |
| 広島市安佐南区役所<br>沼田出張所       | 広島市安佐南区伴東七丁目 6 4 番 8 号   | 令和 4 年 6 月 2 3 日から<br>同年 7 月 9 日まで                 |
| 広島駅南口地下広場                | 広島市南区松原町 9 番地先           | 令和 4 年 7 月 7 日から<br>同月 9 日まで<br>午前 1 0 時から午後 8 時まで |

~~~~~

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 7 号
令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 高 岡 優

指定期日前投票所 開設場所	所在地
広島市安佐南区役所 1 階 第 2 会議室	広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号

~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 8 号**  
令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和

25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第9号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第10号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日時 令和4年6月22日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- (2) 日時 令和4年7月7日 午後5時40分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第11号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 場所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号  
広島市立沼田高等学校 体育館
- 2 日時 令和4年7月10日 午後9時20分開始

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第12号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

次のとおり 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第13号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
  - (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
  - (2) 日時 令和4年7月7日 午後5時20分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ
  - (1) 場所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号  
広島市立沼田高等学校 体育館
  - (2) 日時 令和4年7月10日 午後8時30分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第14号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日時 令和4年7月7日 午後5時30分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 15 号

令和 4 年 6 月 1 日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和 4 年 6 月 2 日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 16 号

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 17 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 18 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

| 期日前投票所<br>開設場所           | 所在地                          | 期間                                    |
|--------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>1 階 第 1 会議室 | 広島市安佐北区可部<br>四丁目 1 3 番 1 3 号 | 令和 4 年 6 月 23 日<br>から<br>同年 7 月 9 日まで |
| 広島市安佐北区役所                | 広島市安佐北区白木<br>町大字秋山 2 3 9 1   | 令和 4 年 6 月 23 日<br>から                 |

|                         |                                     |                                                          |
|-------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 白木出張所                   | 番地の 4                               | 同年 7 月 9 日まで                                             |
| 広島市安佐北区役所<br>高陽出張所      | 広島市安佐北区深川<br>五丁目 1 3 番 7 号          | 令和 4 年 6 月 23 日<br>から<br>同年 7 月 9 日まで                    |
| 広島市安佐北区役所<br>安佐出張所仮設投票所 | 広島市安佐北区安佐<br>町大字飯室 3 0 5 2<br>番地の 1 | 令和 4 年 6 月 23 日<br>から<br>同年 7 月 9 日まで                    |
| 広島駅南口地下広場               | 広島市南区松原町 9<br>番地先                   | 令和 4 年 7 月 7 日<br>から<br>同月 9 日まで<br>午前 10 時から午後<br>8 時まで |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 19 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

| 期日前投票所<br>開設場所           | 所在地                         |
|--------------------------|-----------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>1 階 第 1 会議室 | 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3<br>号 |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 20 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 21 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第22号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 3階 入札室
- 2 日時 令和4年6月22日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- 2 日時 令和4年7月7日 午後5時40分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第23号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号  
広島市立広島中等教育学校 体育館
- 2 日時 令和4年7月10日 午後9時20分開始

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第24号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第25号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に

属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 3階 入札室
- (2) 日時 令和4年7月7日 午後5時20分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号  
広島市立広島中等教育学校 体育館
- (2) 日時 令和4年7月10日 午後8時30分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第26号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 3階 入札室
- 2 日時 令和4年7月7日 午後5時30分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第27号

令和4年6月29日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における白木出張所、高陽出張所及び、安佐北区役所1階第1会議室期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者が辞任したことに伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第13号

令和4年6月1日

参議院議員の任期が令和4年7月25日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただ

し書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和 4 年 6 月 2 日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 14 号

令和 4 年 6 月 2 1 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 15 号

令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 16 号

令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

| 期日前投票所<br>開設場所       | 所在地                   | 期間                          |
|----------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 広島市安芸区役所<br>3階 第1会議室 | 広島市安芸区船越南<br>三丁目4番36号 | 令和4年6月23日<br>から<br>同年7月9日まで |
| 広島市安芸区役所<br>中野出張所    | 広島市安芸区中野三<br>丁目20番9号  | 令和4年6月23日<br>から<br>同年7月9日まで |
| 広島市安芸区役所<br>阿戸出張所    | 広島市安芸区阿戸町<br>6257番地の2 | 令和4年6月23日<br>から<br>同年7月9日まで |

|                   |                       |                                               |
|-------------------|-----------------------|-----------------------------------------------|
| 広島市安芸区役所<br>矢野出張所 | 広島市安芸区矢野東<br>五丁目7番18号 | 令和4年6月23日<br>から<br>同年7月9日まで                   |
| 広島駅南口地下広<br>場     | 広島市南区松原町9<br>番地先      | 令和4年7月7日か<br>ら<br>同月9日まで<br>午前10時から午後<br>8時まで |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 17 号

令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

| 指定期日前投票所<br>開設場所     | 所在地               |
|----------------------|-------------------|
| 広島市安芸区役所<br>3階 第1会議室 | 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 18 号

令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 19 号

令和 4 年 6 月 2 2 日

令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 20 号

令和 4 年 6 月 2 2 日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第1会議室
- 2 日時 令和4年6月22日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- (2) 日時 令和4年7月7日 午後5時40分

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第21号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 栗井良祐

- 1 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
広島市立矢野中学校 体育館
- 2 日時 令和4年7月10日 午後9時20分開始

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第22号**

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

次のとおり 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第23号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者からの届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 栗井良祐

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- (2) 日時 令和4年7月7日 午後5時20分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
広島市立矢野中学校 体育館
- (2) 日時 令和4年7月10日 午後8時30分

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第24号**

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- 2 日時 令和4年7月7日 午後5時30分

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第3号

令和4年6月1日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 登録の移替えをしない期間
令和4年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。

~~~~~  
**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第4号**

令和4年6月21日

令和4年7月10日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第5号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第6号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 投票区     | 投票所施設名 | 投票所を閉じる時刻 |
|---------|--------|-----------|
| 第二十一投票区 | 白川集会所  | 午後6時      |
| 上多田投票区  | みどり会館  | 午後6時      |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第7号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第8号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 期日前投票所<br>開設場所       | 所在地                   | 期間              |
|----------------------|-----------------------|-----------------|
| 広島市佐伯区役所<br>3階 302会議 | 広島市佐伯区海老園<br>二丁目5番28号 | 令和4年6月23日<br>から |

| 室                 |                        | 同年7月9日まで                                      |
|-------------------|------------------------|-----------------------------------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>湯来出張所 | 広島市佐伯区湯来町<br>大字和田166番地 | 令和4年6月23日<br>から<br>同年7月9日まで                   |
| 広島駅南口地下広<br>場     | 広島市南区松原町9<br>番地先       | 令和4年7月7日か<br>ら<br>同月9日まで<br>午前10時から午後<br>8時まで |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第9号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第10号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 期日前投票所<br>開設場所        | 所在地               |
|-----------------------|-------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>3階 302会議室 | 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第11号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
  - 2 日時 令和4年6月22日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出が

あった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- (2) 日 時 令和4年7月7日 午後5時40分

**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第12号**

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 開票の場所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号  
広島市立五日市中学校 体育館
- 2 開票の日時 令和4年7月10日 午後9時20分開始

**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第13号**

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

次のとおり 略

**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第14号**

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院広島県選出議員選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
  - (1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
  - (2) 日 時 令和4年7月7日 午後5時20分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ
  - (1) 場 所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

広島市立五日市中学校 体育館

- (2) 日 時 令和4年7月10日 午後8時30分

**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第15号**

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日 時 令和4年7月7日 午後5時30分

**区選管委員長告示**

**広島市中区選挙管理委員会委員長告示第1号**

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

不在者投票の投票記載場所

- 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
- 広島市中区役所 3階 第6会議室
- 広島市南区松原町9番地先
- 広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

- 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
- 広島市中区役所 3階 第6会議室

**広島市東区選挙管理委員会委員長告示第1号**

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木和宏

不在者投票の投票記載場所

- 広島市東区東蟹屋町9番38号
- 広島市東区役所 3階 第4・第5会議室
- 広島市東区温品五丁目1番18号
- 広島市東区役所 温品出張所
- 広島市南区松原町9番地先
- 広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとする。

広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号  
広島市東区役所 3 階 第 4 ・ 第 5 会議室

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第 1 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所 4 階 4-1、4-2、4-3 会議室  
広島市南区松原町 9 番地先  
広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとします。

広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所 4 階 4-1、4-2、4-3 会議室

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第 1 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

1 不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号  
広島市西区役所 2 階 第 1 会議室  
広島市南区松原町 9 番地先  
広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号  
広島市西区役所 2 階 第 1 会議室

広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第 1 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高 岡 優

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
広島市安佐南区役所 1 階 第 2 会議室

広島市安佐南区緑井六丁目 2 9 番 2 8 号

広島市安佐南区役所 佐東出張所  
広島市安佐南区祇園二丁目 4 8 番 7 号  
広島市安佐南区役所 祇園出張所  
広島市安佐南区伴東七丁目 6 4 番 8 号

広島市安佐南区役所 沼田出張所  
広島市南区松原町 9 番地先  
広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
広島市安佐南区役所 1 階 第 2 会議室

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第 2 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大 本 和 則

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
広島市安佐北区役所 1 階 第 1 会議室  
広島市安佐北区白木町大字秋山 2 3 9 1 番地の 4  
広島市安佐北区役所 白木出張所  
広島市安佐北区深川五丁目 1 3 番 7 号  
広島市安佐北区役所 高陽出張所  
広島市安佐北区安佐町大字飯室 3 0 5 2 番地の 1  
広島市安佐北区役所 安佐出張所 仮設投票所  
広島市南区松原町 9 番地先

広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
広島市安佐北区役所 1 階 第 1 会議室

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第 2 号

令和 4 年 6 月 22 日

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗 井 良 祐

不在者投票の投票記載場所

広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所 3 階 第 1 会議室  
広島市安芸区中野三丁目 2 0 番 9 号  
広島市安芸区役所 中野出張所  
広島市安芸区阿戸町 6 2 5 7 番地の 2

広島市安芸区役所 阿戸出張所  
 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号  
 広島市安芸区役所 矢野出張所  
 広島市南区松原町9番地先  
 広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとします。

広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
 広島市安芸区役所 3階 第1会議室

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和4年6月22日

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
 委員長 久笠信雄

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
 広島市佐伯区役所 3階 302会議室
 広島市佐伯区湯来町大字和田166番地
 広島市佐伯区役所 湯来出張所
 広島市南区松原町9番地先
 広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとします。

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
 広島市佐伯区役所 3階 302会議室

=====
人事委員会規則
 =====

広島市人事委員会規則第8号

令和4年6月17日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
 委員長 飯田恭示

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの表6級の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 G7広島サミット推進室の次長の職務

附 則

この規則は、令和4年6月20日から施行する。

~~~~~

**広島市人事委員会規則第9号**

令和4年6月17日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
 委員長 飯田恭示

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則（昭和54年広島市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項第3号中「担当課長」の右に「G7広島サミット推進室次長」を加える。

**附 則**

この規則は、令和4年6月20日から施行する。

=====  
**教育委員会告示**  
 =====

**広島市教育委員会告示第11号**

令和4年6月16日

広島市教育委員会（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
 教育長 糸山隆

- 1 日 時 令和4年6月22日（水） 午前9時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員会
- 3 議 題

**【公開予定議題】**

- (1) 広島市立学校児童生徒数等（令和4年5月1日現在）について（報告）
- (2) 令和4年度放課後児童クラブの利用申込状況等について（報告）
- (3) 令和5年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について（議案）
- (4) 令和5年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案）

**【非公開予定議題】**

- (5) 広島市いじめ防止対策推進審議会委員の任命について（議案）
- (6) 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案）

=====  
**監査公表**  
 =====

**広島市監査公表第26号**

令和4年6月1日

令和4年4月5日付け第42号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

別紙

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 宮 崎 誠 克  
 同 森 島 秀 治

広 監 第 5 5 号  
 令和 4 年 6 月 1 日

請求人  
(略)

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 宮 崎 誠 克  
 同 森 島 秀 治

**広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
 (通知)**

令和 4 年 4 月 1 日付け第 8 4 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 請求の要旨

請求の要旨は、請求書の記載内容から抜粋引用すると、大要は次のとおり。

広島市長その他関係する職員による日当支給に関する措置請求

(1) 監査請求の概要

広島市には、旅行命令権を有し、その権限を行使して旅費支給の要否を決定する旅行命令権者がいます。旅行命令権者は各部署の長（所属長）です。

広島市の旅費条例（正式名称「広島市職員等の旅費に関する条例」）には旅費の種類として「日当」があります。

「日当」は、用件先で用務を遂行するにあたり職員個人が自腹で支出する必要のある経費に対して、その「実費弁償」の目的で定額で支給されるものです。

広島市の旅行命令権者には、職員個人が用件先で自腹で支出する実費が存在しないことから、日当を支給すれば不当な支出になるとして、日当を非支給としている旅行命令権者がいる一方で、漫然と日当を支給している旅行命令権者もいます。

「実費弁償」として支給されている「日当」が、実費支出がない場合にも支給された場合、日当の目的を逸脱し、国税庁の所得税基本通達 9-3《非課税とされる旅費の範囲》の「旅費の範囲」を逸脱して給与所得に該当することとなり、違法な「ヤミ給与」を支給していることになると考えられます。

一部の旅行命令権者の日当支給行為は、違法・不当な財務会計上の行為に該当することから、監査の実施を請求するものです。

公用車のない時代には、出張先での移動にバスや電車等を利用し、そのためのバス賃・電車賃が個人の懐から支払われていたため、その実費を弁償する必要がありました。定額としたのは、乗車賃のように領収書の発行が困難なものや領収書の清算に係る事務等の煩雑さを避けるための措置で、余っても不足しても清算しないという制度のようです。

公用車での移動が当たり前となった現在、旅費を個人で支払うことはなくなり、「日当」が不要となっています。その結果、「日当」はそのまま当該職員の収入となり、非課税でありながら個人の給与に加算される「ヤミ給与」という解釈になります。

実際に、安佐南区役所市民部地域起こし推進課や安佐北区役所農林建設部建築課では、ともに「広島市職員の旅費に関する条例第 4 3 条第 1 項に基づき日当を支給していない」とのことです。

このように、正しい見識を有する旅行命令権者がいる一方で、支給した場合不当な支出となる日当が漫然と支給されています。

他の自治体でも、日当を廃止するなど、実態に即した見直しが以前から行われています。広島市はそれを怠っており、不当に税金が支出され続けています。

現在では、公用車での移動が一般的で、ドアツードアの移動ができ、諸雑費は発生していません。出張先で仮にバス代や電車賃が必要となる場合があったとしてもプリペイドカードなどによって支払われ日当から充当されるのではありません。駐車場代が必要となった場合も、広島市会計規則等によって別途公金から支出されています。

実費弁償としての日当と別途公金支出による駐車場代や乗車券代等によって、二重の支給が行われるなどの不当な税金支出が起っています。

(2) 請求の対象となる職員

広島市長

支給すれば給与所得の扱いとなる日当を支給した旅行命令権者その他関係する職員

(3) 損害の推定

不明（環境局の年間の日当支給が約 9 0 0 万円、広島市職員数が約 1 万 5 千人であることから、億円単位になるのではないかとと思われる。）

(4) 請求する措置

旅費としての支出がなく、不当に支給された日当（「ヤミ給与」）は返還すること。

旅費としての支出がない日当は支給せず、他の自治体のように日当を廃止すること。

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されている

が、添付を省略する。)

【事実証明書1】日当についての給与課長の回答

【事実証明書2】日当を支給していない理由(安佐南区役所地域起こし推進課)

【事実証明書3】日当を支給していない理由(安佐北区役所建築課)

【事実証明書4】日当を支給していない理由(給与課長)

【事実証明書5】支給された「日当」から支出した事例がないという、児童相談所長及び佐伯区維持管理課長の回答

【事実証明書6】駐車場代は公金から支出できるという回答

【事実証明書7】日当支給の事例

【事実証明書8】国では100km未満の移動で「日当」を支給していない事実

【事実証明書9】ウェブ上に掲載されている鎌倉市の日当廃止の事例

【事実証明書10】駐車場代が日当からではなく、別途公金から支出されている事実

【事実証明書11】岡山市では県内移動の場合には日当は支給していない事実

【事実証明書12】大阪市、京都市や相模原市では、旅費の種類に「日当」がない事実

【事実証明書13】日当の定額支給、減額判断、市施設の場合の非支給、非課税理由などについての給与課長回答

【事実証明書14】広島県内市町の日当非支給範囲(インターネット上に掲載されている市町の条例等から推定)

【事実証明書15】他の政令指定都市の日当非支給範囲

【事実証明書16】所得税法基本通達第9条《非課税所得》関係「非課税とされる旅費の範囲」について(国税庁ホームページ)

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、令和4年4月28日に、同月11日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からは証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和4年5月11日付け広人給第10号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 事実

日当は、「広島市職員等の旅費に関する条例」(以下「旅費条例」という。)及び「広島市職員等の旅費に関する条例の運用について」(以下「運用通知」という。)に基づき、各所属において支給している。

(2) 本市の意見の趣旨

本件措置請求は、理由がないものである。

(3) 本市の意見の理由

上記(1)のとおり、日当は旅費条例及び運用通知に基づき、各所属において適正な支給を行っているものと認識しており、本件措置請求は理由がないものである。

請求人は、職員の実際の支出がない場合に支給された日当は、日当の目的を逸脱し給与所得に該当すると主張しているため、以下、この点について述べる。

ア 日当の定額支給について

日当は、旅費条例に基づき、目的地や職位等に応じた一定の基準により、定額での支給を行っている。

日当をすべて実費支給にすると、その都度、領収書を提出させる必要が生じ、その領収書の内容を確認した上で、計算を行うこととなるため、支給事務が極めて煩雑になり、かえって全体経費は増えると考えられる。そのため、支給事務、精算事務を効率的に行う観点から、国家公務員等の旅費に関する法律(以下「旅費法」という。)に準じて定めた定額での支給を行っており、旅行完了後に、日当の実際の用途を確認することとはしていない。

イ 日当の減額について

上記アのとおり、日当は原則、定額での支給を行っているが、旅行の実態からして、日当を定額で支給することが適当でない場合は、旅費条例第43条1項に基づき、減額することができるとしており、運用通知において、その主な例を示している。各所属において、旅費条例や運用通知の趣旨を踏まえ、旅行の実態に応じて日当を減額するかどうかの判断を行っていることから、日当を支給している所属と、非支給としている所属があるが、日当を支給することは、旅費条例に基づくものであり、不当な支出ではない。

ウ 所得税について

上記アのとおり、日当は、旅費条例に基づき、目的地や職位等に応じた一定の基準により、定額で支給を行っており、その金額は国における日当と同額としている。国においては、日当は非課税とされていることから、本市においても同様に、所得税基本通達9-3に規定する「旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品」として、非課税と取り扱っており、違法な「ヤミ給与」ではない。

以上のとおり、日当は旅費条例及び運用通知に基づき、各所属において支給しており、適正なものである。

なお、令和4年4月1日から50キロメートル未満の

旅行（勤務場所の存する地域（広島市にあつては、安芸郡の府中町、海田町及び熊野町を含む。）内の旅行を含む。）の場合の日当及び公用車を利用した往復 100 キロメートル未満の旅行をする場合の日当の支給を原則廃止する見直しを行っている。

3 監査対象事項

請求人は、広島市では、旅行命令権者によっては日当を支給すると不当な支出になると判断してこれを支給していない事例がある一方で、漫然と日当を支給している事例もあり、一部の旅行命令権者の日当支給行為は、違法又は不当な公金の支出に該当すると主張していると認められる。

このため、日当を支給している事例について、令和 3 年度に日当を支給した部署のうちから抽出して、その日当の支給が条例等に基づき適正に行われているか否かを監査する。

4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うなどして監査した。

第 4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 旅費制度について

ア 法第 204 条第 1 項で、普通地方公共団体は常勤の職員等に対し旅費を支給しなければならないとされており、同条第 3 項において旅費の額、支給方法は条例で定めなければならないとされている。

イ 広島市職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年広島市条例第 17 号。以下「旅費条例」という。）第 2 条第 1 項第 6 号で、職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することを出張というとき、旅費条例第 3 条第 1 項で、職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給することとされている。日当を含む旅費の種類は旅費条例第 6 条第 1 項で規定されており、同条第 6 項の規定により、日当は、1 日当たりの定額により支給するとされている。その額は、旅費条例第 20 条第 1 項で別表第 1 の定額によるとされ、5 級以下の職務にある者が内国旅行する場合、1 日につき 2,200 円とされている。

ウ 旅費条例第 43 条第 1 項では、旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができるとされている。

エ この不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる場合については、「広島市職員等の旅費に関する条例の運用について」（昭和 27 年 4 月 1 日広職甲第 8 8

号。以下「運用通知」という。）第 43 条関係第 1 項で、正規の旅費を支給することが旅費計算の建前に照らして適当でない場合においては、各機関の長は、各号に掲げる基準により旅費の調整を行うことができるとされ、令和 3 年度以前では、その例の一つとして、同項第 2 号では 50 キロメートル未満の旅行（勤務場所の存する地域（広島市にあつては、安芸郡の府中町、海田町及び熊野町を含む。）内の旅行を含む。）の場合の日当の額は、旅費条例別表第 1 の日当定額の 4 分の 1 に相当する額とするとされていた。

オ また、運用通知に掲げられている例のほかに、旅行の実態に鑑みて更なる減額を行うことができるという考えが制度所管課や制度運用課で認識され、取り扱われていた。

カ なお、この運用通知では、半径 8 キロメートルを超え往復 100 キロメートル未満の公用車での出張の旅費の支給額は、日当定額の 4 分の 1 に相当する額とされていたところ、令和 4 年 4 月 1 日以降の旅行分から、往復 100 キロメートル未満の公用車で出張に係る旅費の日当を非支給とする等の運用の見直しが行われた。

(2) 日当の支給について抽出により調査した結果について  
日当の支給について、請求書に添えて提出された事実証明書に掲げられた部署のうちから令和 4 年 1 月から 3 月までの支給分を抽出して、日当の支出手続を調査したところ、個々の旅行命令に係る日当の支給は、旅費条例や運用通知にのっとり行われていた。

2 判断

(1) 法第 232 条の 3 では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とされ、旅費の支給に係る支出負担行為は、法令に基づき適正に行わなければならない。

(2) 旅費の支給については、1 でみたとおり、法及び旅費条例の規定により、職員が出張した場合等は、旅費条例で定める定額の日当を含む旅費を支給しなければならないとされている。また、旅費条例の規定により、旅費を支給した場合において、不当に旅費の実費を超えることとなる場合には、各機関の長は、実費を超えることとなる部分の旅費の全部又は一部を支給しないことができるとされ、その際の減額に関しては、旅費条例所管課から庁内に向け、標準的な減額に係る基準が示されている。

旅費の支出負担行為を行う各部署は、これら旅費条例や運用通知にのっとり旅費の支給事務を行っている。

(3) 請求人は、大要、この運用通知で示された基準を越えて減額すべきであるにもかかわらず、その減額をしないで行われた旅費の支給は違法又は不当な公金の支出に該当すると主張していると認められる。

この点について、日当は、「旅行中の昼食費及びこれに

伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うために支給されるもの」であり、「定額支給の建前がとられており、原則としてその用途をいちいち詮索する必要はない」とされるとともに、「特別の事情により（略）認定した額に調整することができるものとされている」場合は、「日当の額を調整する必要性の有無に関し市長としての判断の当否が問われることがあるとしても、市長の右判断が権限を濫用するものであるなどの特段の事情がなければ、日当支給それ自体が直ちに違法になるものとはいえない」とされている（徳島地裁平成5年11月12日判決）。

このような、旅行の際に生ずるであろう諸雑費を賄うために用途を問わず定額で支給するという日当の性格を鑑みると、旅費条例第43条第1項の適用基準として旅費条例所管課から庁内に示された運用通知の内容は、明らかに不合理であるとする点はないと認められるとともに、運用通知に従って日当を支給した部署を抽出して調査したところ、この運用通知で示された基準を越えて更に減額しなかったことに、各機関の長としての裁量権の行使に関し違法・不当な点は認められなかった。

加えて、これら抽出して調査した部署において、旅費条例や運用通知にのっとって適正に旅費の支給が行われていた。

(4) したがって、法令（条例の運用に関し旅費条例所管課から示された運用通知を含む。）に従って行われた旅費の支給に違法・不当な点はなかった。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

広島市監査公表第27号

令和4年6月1日

令和4年4月11日付け第84号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 宮 崎 誠 克  
 同 森 島 秀 治

別紙

広 監 第 5 3 号

令和4年6月1日

請求人  
 （略）

広島市監査委員 政 氏 昭 夫

同 井 戸 陽 子  
 同 宮 崎 誠 克  
 同 森 島 秀 治

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
 （通知）

令和4年4月5日付け第42号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

請求の要旨は、請求書の記載内容から抜粋引用すると、大要は次のとおり。

広島市長その他関係する職員による日当支給に関する措置請求

(1) 監査請求の概要

広島市には、旅行命令権を有し、その権限を行使して旅費支給の要否を決定する旅行命令権者がいます。旅行命令権者は各部署の長です。

広島市の旅費条例には旅費の種類として「日当」があります。「日当」は、用件先で用務を遂行するにあたり職員個人が自腹で支出する必要のある経費に対して、その「実費弁償」の目的で定額で支給されるものです。

広島市の旅行命令権者には、職員個人が用件先で自腹で支出する実費が存在しないことから、日当を支給すれば不当な支出になるとして、日当を非支給としている旅行命令権者がいる一方で、漫然と日当を支給している旅行命令権者もいます。

「実費弁償」として支給されている「日当」が、実費支出がない場合にも支給された場合、日当の目的を逸脱し、国税庁の所得税基本通達9-3《非課税とされる旅費の範囲》の「旅費の範囲」を逸脱して給与所得に該当することとなり、違法な「ヤミ給与」を支給していることになると考えられます。

一部の旅行命令権者の日当支給行為は、違法・不当な財務会計上の行為に該当することから、監査の実施を請求するものです。

公用車のない時代には、出張先での移動にバスや電車等を利用し、そのためのバス賃・電車賃が個人の懐から支払われていたため、その実費を弁償する必要がありました。定額としたのは、乗車賃のように領収書の発行が困難なものや領収書の清算に係る事務等の煩雑さを避けるための措置で、余っても不足しても清算しないという制度のようです。

公用車での移動が当たり前となった現在、旅費を個人で支払うことはなくなり、「日当」が不要となっています。

その結果、「日当」はそのまま当該職員の収入となり、非課税でありながら個人の給与に加算される「ヤミ給与」という解釈になります。

実際に、安佐南区役所市民部地域起こし推進課や安佐北区役所農林建設部建築課では、ともに「広島市職員の旅費に関する条例第 4 3 条第 1 項に基づき日当を支給していない」とのことです。

このように、正しい見識を有する旅行命令権者がいる一方で、支給した場合不当な支出となる日当が漫然と支給されています。

他の自治体でも、日当を廃止するなど、実態に即した見直しが行われています。広島市はそれを怠っており、不当に税金が支出され続けています。

現在では、公用車での移動が一般的で、ドアツードアの移動ができ、諸雑費は発生していません。出張先で仮にバス代や電車賃が必要となる場合があったとしてもプリペイドカードなどによって支払われ日当から充当されるものではありません。駐車場代が必要となった場合も、広島市会計規則等によって別途公金から支出されています。

実費弁償としての日当と別途公金支出による駐車場代や乗車券代等によって、二重の支給が行われるなどの不当な税金支出が起っています。

(2) 請求の対象となる職員

広島市長

支給すれば給与所得の扱いとなる日当を支給した旅行命令権者その他関係する職員

(3) 損害の推定

不明（環境局の年間の日当支給が約 900 万円、広島市職員数が約 1 万 5 千人であることから、億円単位になるのではないと思われる。）

(4) 請求する措置

旅費としての支出がなく、不当に支給された日当（「ヤミ給与」）は返還すること。

旅費としての支出がない日当は支給せず、他の自治体のように日当を廃止すること。

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

【事実証明書 1】日当についての給与課長の回答

【事実証明書 2】日当を支給していない理由（安佐南区役所地域起こし推進課）

【事実証明書 3】日当を支給していない理由（安佐北区役所建築課）

【事実証明書 4】日当を支給していない理由（給与課長）

【事実証明書 5】支給された「日当」から支出した事例がないという、児童相談所長及び佐伯区維持管理課長の回答

【事実証明書 6】駐車場代は公金から支出できるという回答

【事実証明書 7】日当支給の事例

【事実証明書 8】国では 100 km 未満の移動で「日当」を支給していない事実

【事実証明書 9】ウェブ上に掲載されている鎌倉市の日当廃止の事例

【事実証明書 10】駐車場代が日当からではなく、別途公金から支出されている事実

【事実証明書 11】岡山市では県内移動の場合には日当は支給していない事実

【事実証明書 12】大阪市、京都市や相模原市では、旅費の種類に「日当」がない事実

【事実証明書 13】日当の定額支給、減額判断、市施設の場合の非支給、非課税理由などについての給与課長回答

【事実証明書 14】広島県内市町の日当非支給範囲（インターネット上に掲載されている市町の条例等から推定）

【事実証明書 15】他の政令指定都市の日当非支給範囲

【事実証明書 16】所得税法基本通達法第 9 条《非課税所得》関係「非課税とされる旅費の範囲」について（国税庁ホームページ）

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の所定の要件を具備するものと認め、令和 4 年 4 月 2 8 日に、同月 5 日付けでこれを受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からは証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和 4 年 5 月 1 日付け広人給第 9 号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 事実

日当は、「広島市職員等の旅費に関する条例」（以下「旅費条例」という。）及び「広島市職員等の旅費に関する条例の運用について」（以下「運用通知」という。）に基づき、各所属において支給している。

(2) 本市の意見の趣旨

本件措置請求は、理由がないものである。

(3) 本市の意見の理由

上記(1)のとおり、日当は旅費条例及び運用通知に基づき、各所属において適正な支給を行っているものと認識しており、本件措置請求は理由がないものである。

請求人は、職員の実際の支出がない場合に支給された日

当は、日当の目的を逸脱し給与所得に該当すると主張しているため、以下、この点について述べる。

#### ア 日当の定額支給について

日当は、旅費条例に基づき、目的地や職位等に応じた一定の基準により、定額での支給を行っている。

日当をすべて実費支給にすると、その都度、領収書を提出させる必要が生じ、その領収書の内容を確認した上で、計算を行うこととなるため、支給事務が極めて煩雑になり、かえって全体経費は増えると考えられる。そのため、支給事務、精算事務を効率的に行う観点から、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）に準じて定めた定額での支給を行っており、旅行完了後に、日当の実際の用途を確認することとはしていない。

#### イ 日当の減額について

上記アのとおり、日当は原則、定額での支給を行っているが、旅行の実態からして、日当を定額で支給することが適当でない場合は、旅費条例第43条1項に基づき、減額することができるとしており、運用通知において、その主な例を示している。各所属において、旅費条例や運用通知の趣旨を踏まえ、旅行の実態に応じて日当を減額するかどうかの判断を行っていることから、日当を支給している所属と、非支給としている所属があるが、日当を支給することは、旅費条例に基づくものであり、不当な支出ではない。

#### ウ 所得税について

上記アのとおり、日当は、旅費条例に基づき、目的地や職位等に応じた一定の基準により、定額で支給を行っており、その金額は国における日当と同額としている。国においては、日当は非課税とされていることから、本市においても同様に、所得税基本通達9-3に規定する「旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品」として、非課税と取り扱っており、違法な「ヤミ給与」ではない。

以上のとおり、日当は旅費条例及び運用通知に基づき、各所属において支給しており、適正なものである。

なお、令和4年4月1日から50キロメートル未満の旅行（勤務場所の存する地域（広島市にあつては、安芸郡の府中町、海田町及び熊野町を含む。）内の旅行を含む。）の場合の日当及び公用車を利用した往復100キロメートル未満の旅行をする場合の日当の支給を原則廃止する見直しを行っている。

### 3 監査対象事項

請求人は、広島市では、旅行命令権者によっては日当を支給すると不当な支出になると判断してこれを支給していない事例がある一方で、漫然と日当を支給している事例もあり、一部の旅行命令権者の日当支給行為は、違法又は不当な公金の支出に該当すると主張していると認められる。

このため、日当を支給している事例について、令和3年度に日当を支給した部署のうちから抽出して、その日当の支給が条例等に基づき適正に行われているか否かを監査する。

#### 4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うなどして監査した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 事実の確認

##### (1) 旅費制度について

ア 法第204条第1項で、普通地方公共団体は常勤の職員等に対し旅費を支給しなければならないとされており、同条第3項において旅費の額、支給方法は条例で定めなければならないとされている。

イ 広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号。以下「旅費条例」という。）第2条第1項第6号で、職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することを出張というとき、旅費条例第3条第1項で、職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給することとされている。日当を含む旅費の種類は旅費条例第6条第1項で規定されており、同条第6項の規定により、日当は、1日当たりの定額により支給するとされている。その額は、旅費条例第20条第1項で別表第1の定額によるとされ、5級以下の職務にある者が内国旅行する場合、1日につき2,200円とされている。

ウ 旅費条例第43条第1項では、旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができるとされている。

エ この不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる場合については、「広島市職員等の旅費に関する条例の運用について」（昭和27年4月1日広職甲第88号。以下「運用通知」という。）第43条関係第1項で、正規の旅費を支給することが旅費計算の建前に照らして適当でない場合においては、各機関の長は、各号に掲げる基準により旅費の調整を行うことができるとされ、令和3年度以前では、その例の一つとして、同項第2号では50キロメートル未満の旅行（勤務場所の存する地域（広島市にあつては、安芸郡の府中町、海田町及び熊野町を含む。）内の旅行を含む。）の場合の日当の額は、旅費条例別表第1の日当定額の4分の1に相当する額とするとされていた。

オ また、運用通知に掲げられている例のほかに、旅行の実態に鑑みて更なる減額を行うことができるという考え

が制度所管課や制度運用課で認識され、取り扱われていた。

か なお、この運用通知では、半径 8 キロメートルを超え往復 100 キロメートル未満の公用車での出張の旅費の支給額は、日当定額の 4 分の 1 に相当する額とされていたところ、令和 4 年 4 月 1 日以降の旅行分から、往復 100 キロメートル未満の公用車での出張に係る旅費の日当を非支給とする等の運用の見直しが行われた。

(2) 日当の支給について抽出により調査した結果について  
日当の支給について、請求書に添えて提出された事実証明書に掲げられた部署のうちから令和 4 年 1 月から 3 月までの支給分を抽出して、日当の支出手続を調査したところ、個々の旅行命令に係る日当の支給は、旅費条例や運用通知にのっとって行われていた。

2 判断

(1) 法第 232 条の 3 では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」とされ、旅費の支給に係る支出負担行為は、法令に基づき適正に行わなければならない。

(2) 旅費の支給については、1 でみたとおり、法及び旅費条例の規定により、職員が出張した場合等は、旅費条例で定める定額の日当を含む旅費を支給しなければならないとされている。また、旅費条例の規定により、旅費を支給した場合において、不当に旅費の実費を超えることとなる場合には、各機関の長は、実費を超えることとなる部分の旅費の全部又は一部を支給しないことができるとされ、その際の減額に関しては、旅費条例所管課から庁内に向け、標準的な減額に係る基準が示されている。

旅費の支出負担行為を行う各部署は、これら旅費条例や運用通知にのっとって旅費の支給事務を行っている。

(3) 請求人は、大要、この運用通知で示された基準を越えて減額すべきであるにもかかわらず、その減額をしないで行われた旅費の支給は違法又は不当な公金の支出に該当すると主張していると認められる。

この点について、日当は、「旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うために支給されるもの」であり、「定額支給の建前がとられており、原則としてその用途をいちいち詮索する必要はない」とされるとともに、「特別の事情に

より（略）認定した額に調整することができるものとされている」場合は、「日当の額を調整する必要性の有無に関し市長としての判断の当否が問われることがあるとしても、市長の右判断が権限を濫用するものであるなどの特段の事情がなければ、日当支給それ自体が直ちに違法になるものとはいえない」とされている（徳島地裁平成 5 年 1 月 12 日判決）。

このような、旅行の際に生ずるであろう諸雑費を賄うために用途を問わず定額で支給するという日当の性格を鑑みると、旅費条例第 43 条第 1 項の適用基準として旅費条例所管課から庁内に示された運用通知の内容は、明らかに不合理であるとする点はないと認められるとともに、運用通知に従って日当を支給した部署を抽出して調査したところ、この運用通知で示された基準を越えて更に減額しなかったことに、各機関の長としての裁量権の行使に関し違法・不当な点は認められなかった。

加えて、これら抽出して調査した部署において、旅費条例や運用通知にのっとって適正に旅費の支給が行われていた。

(4) したがって、法令（条例の運用に関し旅費条例所管課から示された運用通知を含む。）に従って行われた旅費の支給に違法・不当な点はなかった。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

広島市監査公表第 28 号  
令和 4 年 6 月 24 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表について

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、併せて通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

(別紙)

令和 2 年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表  
(健康福祉局)

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日  
令和 3 年 2 月 4 日（広島市監査公表第 4 号）
- 2 包括外部監査人  
中川 和之

- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和4年5月31日（広精相第90号及び第91号）
- 4 監査のテーマ  
扶助費に係る財務事務の執行について
- 5 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

| 障害者福祉に係る支援事業（自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の手続）<br>（所管課：健康福祉局精神保健福祉センター相談課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 措置の内容                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>〈内容〉<br/>自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請に係る書類を抽出し、点検したところ、申請書には受診を希望する医療の内容としてデイケアが記載されているが、診断書には「現在の治療内容」や「今後の治療方針」にデイケアの記載がされていないにもかかわらず、デイケアを含めた自立支援医療等受給者証が発行されているものが1件あった。</p> <p>担当者に対するヒアリングによれば、申請内容と診断書の内容について十分に確認ができていないこともあるとのことである。</p> <p>〈とるべき対応〉<br/>自立支援医療費（精神通院）の支給事務の手引によると、デイケアや訪問看護については、「主たる医療として指定した指定医療機関の医師指示によらなければ、自立支援医療のデイケアや訪問看護は認められません。」と記載されていることから、医師の指示に基づいた申請内容となっているかの確認を徹底することが求められる。</p> | <p>監査の結果を受けて、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の申請が医師の指示に基づく内容となっているか容易に確認できるよう、令和3年4月に広島市自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱を改正し、診断書兼意見書の様式に「デイケア指示の有無」の項目を追加するとともに、支給事務の手引を改正した。</p> <p>また、受付窓口である各区福祉課に対し、変更後の様式により医師の指示に基づく申請内容となっているかの確認を徹底するよう通知するとともに、年度当初に行っている担当者研修において周知を図る。</p> |

6 監査の意見及び対応の内容

| (1) 障害者福祉に係る支援事業（自立支援医療費（精神通院医療）指定自立支援医療機関の区分）<br>（所管課：健康福祉局精神保健福祉センター相談課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>〈内容〉<br/>自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書には、医療の内容と医療機関名を記載することになっており、医療の内容の区分は①主たる医療②デイケア③訪問看護④薬局となっている。</p> <p>支給事務の手引によると、④薬局については、院内薬局を利用している場合、申請書の「医療機関名」欄に「院内」と記載することを求めているものの、自立支援医療等受給者証の「医療機関名」欄には④薬局の記載はされない運用となっている。</p> <p>それに対して、担当者からの回答では、院内薬局は①主たる医療に含まれるため、受給者証には記載していないとのことであった。</p> <p>〈とるべき対応〉<br/>現状の申請書では、院内薬局の場合に「※院内薬局の場合は、院内と記載してください。」とあり、記載を求めているため、当該記載を削除又は変更することで、申請内容と受給者証の記載内容を一致させることが望ましい。</p> | <p>監査の意見を受けて、広島市自立支援医療費（精神通院医療）支給認定において、申請内容と受給者証の記載内容を一致させるよう、令和4年1月に要綱を改正し、申請書の「※院内薬局の場合は「院内」と記載してください。」の記載を削除し、「④薬局」の項目に「（院外処方せんで利用する場合）」を追加する様式変更を行うとともに、支給事務の手引を改正した。</p> <p>また、受付窓口である各区福祉課には、院外処方せんを利用する場合のみ「④薬局」欄に記載することを申請者に対し案内するよう通知するとともに、年度当初に行っている担当者研修において周知を図る。</p> |

| (2) 障害者福祉に係る支援事業（自立支援医療費（精神通院医療）判定会議）<br>（所管課：健康福祉局精神保健福祉センター相談課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 対応の内容                                                                                                                                   |
| <p>〈内容〉<br/>判定会議に関して、広島市が定めた判定会議開催要領によると、2名の委員で1名を判断するとなっているが、2名の委員で実施した記録が残っていない。また、自立支援医療費・障害者手帳判定会議後に作成している「自立支援医療費（精神通院）判定結果表」には出席した委員の氏名の記載はあるが、判定結果に対して委員の署名又は押印がない。</p> <p>担当者に押印がない理由についてヒアリングしたところ、自立支援医療費の支給認定と精神障害者保健福祉手帳の等級判定を同一の判定会議で行っているために「※押印は精神保健福祉手帳交付決定伺いで実施」として、省略しているとの回答であった。</p> <p>〈とるべき対応〉<br/>しかしながら、「自立支援医療費（精神通院）判定結果表」についても判定会議を開催した証拠として、署名が望ましいが押印は最低限残しておくべきである。</p> <p>なお、市からは自立支援医療費（精神通院）判定結果表についても押印を行うこととし、令和2年9月25日の判定分から実施しているとの回答があった。</p> | <p>「自立支援医療費（精神通院）判定結果表」への委員の押印は、令和2年9月25日の判定会議分から実施しており、さらに監査の意見を受けて、令和3年1月8日の判定会議分からは、各委員が判定した申請者を特定できるよう「自立支援医療費（精神通院）判定結果表」を改めた。</p> |

(3) 障害者福祉に係る支援事業（自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請の不承認通知）  
（所管課：健康福祉局精神保健福祉センター相談課）

| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 対応の内容                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〈内容〉</p> <p>支給認定申請が不承認となった場合、精神保健福祉センターは申請者本人へ不承認通知を送付するが、通知には不承認となった旨とその理由として「1 自立支援医療の対象となる疾病、障害ではないため」、「2 その他の理由」が記載されており、1 については具体的な理由を記載するようになっていない。</p> <p>〈とるべき対応〉</p> <p>不承認とした判定結果の根拠（規定も含む）が示されていないため、申請者が納得しているか疑問が残る。不承認との結論の場合には、不承認の根拠を不承認通知に示して申請者からの理解が得られるように通知様式を変更することを検討すべきである。</p> <p>市からは1についても、不承認の具体的な理由を記載の上、通知を行うように変更するとの回答を得た。</p> | <p>監査の意見を受けて、不承認の理由をより明確に示すため、令和3年4月に不承認決定通知書の様式を改め、「1 自立支援医療の対象となる疾病、障害ではないため」について理由の記載欄を設け、具体的な不承認の理由を記載し、不承認とした者に通知している。</p> |

**職員共済組合公告**

広職共公告第7号

令和4年6月27日

広島市職員共済組合同定款第5条及び第36条の規定により、令和3年度決算の要旨を次のとおり公告する。

広島市職員共済組合  
理事長 荒神原 政 司

1 短期経理

貸借対照表の要旨

令和4年3月31日現在

| 借方   | 金額           | 貸方      | 金額        |
|------|--------------|---------|-----------|
| 流動資産 | 百万円<br>3,143 | 流動負債    | 百万円<br>41 |
|      |              | 固定負債    | 522       |
|      |              | 剰余金     | 2,580     |
| 資産合計 | 3,143        | 負債・資本合計 | 3,143     |

損益計算書の要旨

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

| 損失         | 金額           | 利益         | 金額           |
|------------|--------------|------------|--------------|
| 経常費用       | 百万円<br>7,171 | 経常収益       | 百万円<br>7,033 |
| 繰入金        | 6            |            |              |
| 次年度繰越支払準備金 | 523          | 前年度繰越支払準備金 | 482          |
|            |              | 特別利益       | 2            |
|            |              | 当期損失金      | 183          |
| 合計         | 7,700        | 合計         | 7,700        |

2 厚生年金保険経理

貸借対照表の要旨

令和4年3月31日現在

| 借方   | 金額           | 貸方      | 金額           |
|------|--------------|---------|--------------|
| 流動資産 | 百万円<br>1,350 | 流動負債    | 百万円<br>1,350 |
| 資産合計 | 1,350        | 負債・資本合計 | 1,350        |

損益計算書の要旨

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

| 損失   | 金額            | 利益   | 金額            |
|------|---------------|------|---------------|
| 経常費用 | 百万円<br>18,242 | 経常収益 | 百万円<br>18,242 |
| 合計   | 18,242        | 合計   | 18,242        |

3 退職等年金経理

貸借対照表の要旨

令和4年3月31日現在

| 借方   | 金額        | 貸方      | 金額        |
|------|-----------|---------|-----------|
| 流動資産 | 百万円<br>90 | 流動負債    | 百万円<br>90 |
| 資産合計 | 90        | 負債・資本合計 | 90        |

損益計算書の要旨

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

| 損失   | 金額           | 利益   | 金額           |
|------|--------------|------|--------------|
| 経常費用 | 百万円<br>1,159 | 経常収益 | 百万円<br>1,159 |
| 合計   | 1,159        | 合計   | 1,159        |

4 経過的長期経理

貸借対照表の要旨

令和4年3月31日現在

| 借方   | 金額       | 貸方      | 金額       |
|------|----------|---------|----------|
| 流動資産 | 百万円<br>1 | 流動負債    | 百万円<br>1 |
| 資産合計 | 1        | 負債・資本合計 | 1        |

損益計算書の要旨

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

| 損失   | 金額        | 利益   | 金額        |
|------|-----------|------|-----------|
| 経常費用 | 百万円<br>80 | 経常収益 | 百万円<br>80 |

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 合計 | 80 | 合計 | 80 |
|----|----|----|----|

5 退職等年金預託金管理経理

貸借対照表の要旨

令和4年3月31日現在

| 借方   | 金額  | 貸方      | 金額  |
|------|-----|---------|-----|
|      | 百万円 |         | 百万円 |
| 流動資産 | 25  | 固定負債    | 380 |
| 固定資産 | 355 |         |     |
| 資産合計 | 380 | 負債・資本合計 | 380 |

損益計算書の要旨

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

| 損失   | 金額  | 利益   | 金額  |
|------|-----|------|-----|
|      | 百万円 |      | 百万円 |
| 経常費用 | 4   | 経常収益 | 4   |
| 合計   | 4   | 合計   | 4   |

6 業務経理

貸借対照表の要旨

令和4年3月31日現在

| 借方   | 金額  | 貸方      | 金額  |
|------|-----|---------|-----|
|      | 百万円 |         | 百万円 |
| 流動資産 | 71  | 流動負債    | 9   |
| 固定資産 | 0   | 剰余金     | 62  |
| 資産合計 | 71  | 負債・資本合計 | 71  |

損益計算書の要旨

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

| 損失    | 金額  | 利益   | 金額  |
|-------|-----|------|-----|
|       | 百万円 |      | 百万円 |
| 経常費用  | 84  | 経常収益 | 86  |
| 当期利益金 | 8   | 繰入金  | 6   |
| 合計    | 92  | 合計   | 92  |

7 保健経理

貸借対照表の要旨

令和4年3月31日現在

| 借方   | 金額  | 貸方      | 金額  |
|------|-----|---------|-----|
|      | 百万円 |         | 百万円 |
| 流動資産 | 536 | 流動負債    | 94  |
| 固定資産 | 1   | 剰余金     | 443 |
| 資産合計 | 537 | 負債・資本合計 | 537 |

損益計算書の要旨

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

| 損失 | 金額  | 利益 | 金額  |
|----|-----|----|-----|
|    | 百万円 |    | 百万円 |

|      |     |       |     |
|------|-----|-------|-----|
| 経常費用 | 355 | 経常収益  | 315 |
|      |     | 特別利益  | 0   |
|      |     | 当期損失金 | 40  |
| 合計   | 355 | 合計    | 355 |

8 貸付経理

貸借対照表の要旨

令和4年3月31日現在

| 借方   | 金額    | 貸方      | 金額    |
|------|-------|---------|-------|
|      | 百万円   |         | 百万円   |
| 流動資産 | 800   | 流動負債    | 2     |
| 固定資産 | 1,521 | 固定負債    | 355   |
|      |       | 剰余金     | 1,964 |
| 資産合計 | 2,321 | 負債・資本合計 | 2,321 |

損益計算書の要旨

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

| 損失    | 金額  | 利益    | 金額  |
|-------|-----|-------|-----|
|       | 百万円 |       | 百万円 |
| 経常費用  | 18  | 経常収益  | 20  |
| 特別損失  | 0   |       |     |
| 当期利益金 | 2   | 当期損失金 | 0   |
| 合計    | 20  | 合計    | 20  |

